

國立公文書館	
分類	(清)
排架番号	2 A
	36
(委)	951

751

選舉制度調査會關係書類  
特別委員會及小委員會關係書類綴

昭和十一年

二ノ内(2)

1	民政黨選舉法改正要綱	第兩海會 （八月五日）
2	政友會選舉法改正要綱	" (一月四日)
3	國民同盟選舉制度改正要綱	" (同月四日)
4	昭和會選舉法改正要綱	第三海會 （八月十二日）
5	選舉制度改正要綱（山岡委員案）	第三海會 （八月二十九日）
6	政友會選舉制度改正案調查項目	第一海會 （八月十九日）
7	調查總會於子論議上意見改正諸意見	第一海會 （八月十九日）
8	小委員會審議資料	第一海會 （十一月十四日）
9	政府委員立候補準備運動開會試案	第二海會 （十一月二十一日）
10	中委員會審議經過其一選舉運動開會事項	第三海會 （十一月二十八日）
11	買收投票防止開會考究需之不復大為事項	第三海會 （十一月二十八日）
12	中委員會審議資料（其一三）	第四海會 （十一月四日）
13	泉二委員三千六百二十票誠實案	第五海會 （十一月十一日）
14	中委員會於未決定至三九事項	第六海會 （十一月十五日）

- 15 実員犯、形犯犯、刑罰二閣スル研究  
 16 小委員會公報決定事項整理(未完稿)  
 17 小委員會審議資料(其ノ三)  
 18 議員配當問題調査  
 19 第三者運動小委員取締ラサル範囲  
 20 選舉制度調査會出席簿  
 21 選舉制度改正要綱案  
 22 實質犯、形式犯及連坐ニ関する山岡委員提案  
 23 片山委員決議案  
 24 連坐手續ニ關する幹事案  
 25 特別委員會ニ於ける審議概況  
 26 選舉制度調査會ニ開き固報厚稿  
 27 第四回總會、議事順序(總理用)  
 28 選舉制度改正要綱

日本標準規格B5(十四行野)

第二 選舉公營ノ擴充

(a) 應援辯士ノ派遣其幹部配置等

(b) 政黨ノ候補者證銘ニ關スル事爲

選舉法上ニ於ケル結社ノ地位ヲ確認シ左ノ項ヲ認ムル事

- (1) 政黨ガ政策ノ宣傳及黨務執行上當然行フベキ各種會合、演說會等ノ開催
- (2) 政黨ノ候補者證銘ニ關スル事爲
- (3) 應援辯士ノ派遣其幹部配置等

第一 選舉ト政治結社

易化、費用ノ遞減ヲ目標トシテ左ノ改正ヲ必要ト認ム

議會ノ威信ヲ高メ其機能ノ發揮ヲ完フセシムル爲目金制度ノ根本ヲ  
ナス選舉ニ關シ一層肅正ノ徹底ヲ圖ルト共ニ選舉ノ公正明朗並其簡

民政黨選舉法改正要綱（本案ハ特別委員會ニ於テ得タル成案ニシテ黨職トシ決定ノモノニ非ズ）

第一回修改会

(1) 公報ノ改訂活用

(a) 立看板配置ノ公管

(b) 演説會場公管ノ擴充

(c) 演説會告知方法ノ公管

(d) 無料郵便物配達方法ノ改善

(2) 立候補準備ノ特定行爲ハ之ヲ認ムル事

選舉委員及辯士ノ手當並勞務者ノ選任等

(1) 勞務長及委員ニ對シテハ一定ノ手當ヲ支給シ得ル事

(a) 勞務者ノ選任ハ選舉委員ニ於チモ之ヲ爲シ得ル事

(b) 勞務者ニハ注目シ易キ記章ヲ付セシメ其選任ハ記章ノ流用

勿以テスル事

(二) 捩士ニハ一定ノ謝禮ヲナシ得ル事

第五 推薦狀並ニ挨拶狀

(1) 推薦狀ニヨル第三者ノ選舉運動ハ無料郵便物中ニ封入領布スル物及自筆自辨ニヨルモノニ限ル事

(2) 右ノ推薦狀ニヨリ更ニ他ノ第三者ニ對シ推薦ヲ依頼シ得ル事

事

(3) 當落ニ關スル祝詞、見舞等ニ對スル禮狀ハ印刷ニヨル事ヲ

得ル事

○第六 次點者繰上制度ハ全廢スル事

第七 嘲則ニ就テ

(1) 惡質犯罪ハ之ヲ重罰スル事

## 第八

(口) 形式犯ニ對シテハ力メテソノ科刑ヲ輕減スル事

## 第九

(口) 選舉取締リニ就テ

(1) 選舉取締リニ關シテハ一般ノ捜査警察ト區別シ特別ノ機  
關ヲシテ主掌セシムル事

(口) 防犯方法ニ就テハ特別規定ヲ設ケル事

(口) 形式犯ニ對スル被疑者ニ對シテハ強制的成分ヲ爲ス事  
得ザル規定ヲ設ケル事

(2) 其他選舉ノ公正ヲ害スルカ如キ官憲ノ行爲ヲ取締ル規定  
ヲ設ケル事

## 第九

其他ノ事項ニ就テ

(1) 施行令及ビ省令等ノ各種手續ヲ簡易化スル事

(口) 無料郵便物ノ内容ハ市町村ノ區域ヲ異ニスルニヨリ其内容

ニ異同アルモ支障ナキ事トスル事

い) 各投票函ヲ開票所ニ集メ全部混同シテ開票スルコト

右ノ改正要綱ト共ニ根本問題トシテ

一、比例代表制ニ關シチハ選記綜合移譲式ヲ骨子トシテ之ガ實現

ヲ期スル事

二、選舉區制及別表ハ比例代表制ノ實行ニ伴ヒ適當ナ改善ヲ爲ス

事

政友會選舉法改正要綱（委員會案）（七月八日付）  
（東朝記稿拔萃）

七月七日午後二時政友本部ニテ開催

（牧野（良）牧野（賤）倉元、船田、木村）

### 一 選舉法規ノ平明化

（一）立憲政治ヲ國民ニ徹底シタル爲ニハ選舉法規ヲ努メテ簡明ニシテ且ツ常識化シナケレバナラズ

（二）其ノ爲ニハ、先ツ

コト

- 1 何人ニモ理解シ得ル機選舉法規ノ全文ヲ口語体ニ書キ直ス  
コト
- 2 選舉ト選舉運動トヲ區別シ、選舉ニ關スル諸項ノ規定スル  
選舉法ト、選舉運動マ取締ル取締法規トヲ區別スルコト

(二)

選舉ニ關スル法規ニ就テハ便宜ヲ旨トシ、公平ヲ期スル上ニ  
苟モ煩瑣ニナラナイコトニ努メ、取締ニ關スル法規ニ就テハ  
指導ヲ旨トシ弊害ヲ除去スル上ニ、苟モ苛酷ナラザランコト  
ニ努ムルコト

## 二 選舉ニ關スル法規

現行法規ヲ左ノ諸點カラ再検討スルコト

### 1 選舉ヲ便宜ニスル方法

### 2 選舉ヲ簡易ニスル方法

### 3 選舉ノ結果ヲ公平ニスル方法

### 4 選舉ヲ徹底セシムル方法

### 5 公營ノ内容ヲ擴充スル方法

6 選舉權及被選舉權ニ關スル問題

7 缺權條項ニ關スル問題

8 貴族院議員ト衆議院議員トノ任官資格上ノ差別撤廃ニ關ス

九問題

三 取締ニ關スル法規

四 選舉取締ノ目標ハ

1 選舉力公正ニ行ハレルヨウニスルコト

2 選舉ニ金ノカ・ラナキヨウニスルコト

3 選舉ノ取締ハヤムワ得ザル結果行フモノデアルト云フ觀念ヲ

明微ニスルコト

四 選舉肅正

「機器ニマサル肅正ナシ」ト云フ偏見ヲ打破シ「指導ニマサル  
肅正ナシ」ト云フ誠旨ヲ徹底セシメ之ヲ立法化スルコト

## 五 選舉運動

(一) 所謂選舉運動ニハ、廣義ノ運動ト狹義ノ運動トガアル  
（二）狹義ノ運動トハ現行法第九十六條ノ規定スルモノニアツテ同  
第九十八條ニ「投票ヲ得若クハ得シメ又ハ得シメザル目的」  
ヲ以テナスモノ及同第百十二條以下ニ於テ「當選ヲ得若クハ  
得シメ<sub>又ハ得シメ</sub>ザル目的」ヲ以テナス行爲テアル

(三) 判例ハ此ノ「目的意思」ヲ廣義ニ解シ事實ノ認職ヲ以テ足ル  
トナスコトガ、選舉法規ヲシテ濫罰ノ弊ニ陥ラシメ國民ノ生  
活ヲ害スル重大ナ原因ヲ成シテ居ル

四 選舉取締法規ニ於テ威罰セラレル行爲ハ原則トシ「云々ノ目的」ヲ以テスル特別ノ故意一確定ノ目的一マール行爲ナルコト  
ヲ明ニスルコト

## 六 政黨ト選舉運動

〔

選舉法上、政黨ノ活動ヲ公認スル規定ヲ設ケルコト

〔

此ノ點ニ關シ政治結果ノ左記ノ行爲ハ自由トスルコト

1

政策ノ宣傳、時事ノ批判、議會報告等ノ爲ニスル會合

2

候補者選定ノ爲ニスル會合

3

立候補ノ勧誘、中止ノ勧告、統制不服從者ノ處分等

4

候補者ノ公認、應援辯士ノ依頼配備等

1 匿名、變名、無名ノ投書（所謂怪文書）等ニ依リ取調ベラ  
ナスベカラザル旨ノ規定ヲ設クルコト

2 参考ノ爲ニスル取調ハ参考人出頭ノ時ヨリ五時間ヲ超エル  
コトヲ得ス、午後十時ヲ過グルコトヲ得ナイ旨ノ規定ヲ明  
ニスルコト

## 八 各種制限ノ緩和

1 選舉運動ノ制限ヲ極端ニスルコトハ却テ運動ノ費用ヲ増シ  
且違反誘發ノ弊害ヲ作ル

2 右ノ事實ニ鑑ミ

### イ 職務所

口 選舉委員ノ數等ニ改正ヲ加フルコト

ハ 指士ニ對シテモ亦實費ノ外一人一日半間マ超エザル程度

ノ日當ヲ支給スルコトヲ得ルコト

九 選舉費用ノ支出方法ノ簡易化

十 選舉後ノ挨拶狀

選舉後ノ挨拶ハ自筆ノ文書ナルト否トヲ問ハズ答應ニ限り之ヲ

認ムルコト

國民同盟選舉制度改正要綱

(昭和十一年七月十六日)

國民同盟ハ臨時代議士會ヲ開キ選舉制度改正ノ方針ニ  
關シ左ノ如キ決議ヲ爲シタリ

今回ノ選舉制度改正ニ當ツテハ現行法ノ根幹ヲ爲ス選舉公營主義竝  
ニ連席主義ハ之ヲ動ガスベキニアラズ。更ニ進シテ之ヲ強化スベキ  
モノルシテ、改正入總旨ハ此等ノ主張ヲ如何ニスレバ徹底且ツ圓滑  
ニ施行シ得ベキヤニ在リ。此ノ目的ノ爲メ左ノ諸項ヲ實行スルコト  
ヲ必要トス。

一、選舉公營主義ノ完備

- (1) 選舉演説會ハ總チ之ヲ公營トシテ私營演説ヲ廢止ス。此ノ爲  
メニハ學校、公賣堂等公共建物以外ニ於テモ適當ナル場所ヲ  
選ば多數ノ公營演説會場ヲ設クルヲ要ス。演説會ノ告知モ亦

之ヲ公營トシ、時殊ノ場合ニ私營ヲ以テ之ヲ補充スルヲ許ス  
(四)

選舉公報ハ一層之ヲ擴張シ、過般ノ經驗ニ鑑ミ不備ナリト感  
ジタル點、例ヘバ印刷ノ方法、體裁、用紙、封入順序等ニ付  
キ一定ノ規律ヲ設ク

(八) 無料郵便ハ之ヲ廢止ス

(二) 立看板モ亦之ヲ公營トス

選舉主義ノ徹底

選舉事務長又ハ總括主宰者ガ買收貳犯ニ依リ成罰セラレタルト  
キハ候補者ノ當選ハ當然無効トナルモノトシ此等ノ者ノ選任及  
監督ニ付キ過失ナカリシコトヲ證明シテ免責ヲ得ルノ條項ハ之

ヲ廢止ス

### 三、次點者當選主義ノ廢止

現行法ニ於テ選舉ヨリ一ヶ年内ニ當選者失格スルトキハ次點者  
ガ當選スペキ旨ヲ定メタルハ、條理ニ合セズ、且ツ各種ノ弊害  
ヲ伴フテ以テ次點者ノ繩上ゲ當選ハ一切之ヲ廢止ス。

### 四、委員及勞務者數ノ減少

委員及勞務者ノ數ハ各十名以内トシ、各選舉區ノ狀況ニ依リ之  
ヲ定ム。右ハ選舉公營主義ノ徹底ノ結果現在ノ如ク多數ノ委員  
及勞務者ヲ必要トセザルニ依ル

### 五、勞務者ノ選任及解任方法ノ改善

現行規則ニ於テハ、選任セラレタル勞務者ニ徽章ヲ與ヘ勞務ニ  
從事中之ヲ帶バシムル定メナレドモ、甲地ヨリ乙地ヘ徽章ヲ運

(六)

搬スル爲メ過大ノ費用ヲ要ス。依テ豫メ日附入ノ徽章ヲ所要數  
ダケ交付シ置キ順次ニ之ヲ使用シ行カシムルノ便法ヲ設クベシ  
法定運動費ノ遞減

法定運動費ハ當該選舉區ニ於キル有權者數ヲ議員定數ヲ以テ除  
シタル商ニ二十錢ヲ乘ジタルモノヲ爲スコト（現行法ハ前記ノ  
商ニ三十錢ヲ乘ジタルモノトス）右ハ第一項ノ公營主義ノ完備  
ノ結果運動費ノ減少ヲ見ルガキメナリ

七

混同開票主義

封別ニ開票スルコトハ無記名投票ノ精神ニ反スルノミナラズ實  
際ニ於テ各種ノ弊害ヲ誘致ス。仍テ一開票區ノ投票ハ全部混同  
シテ開票スルコトニ改ム

## 八、推薦狀ノ制限

印刷ニ依ル推薦狀ハ之ヲ選舉公報ニ印刷スルヲ得シメ、其他ノ場合ニ於ケル印刷推薦狀ノ頒布ハ之ヲ禁ナルコト一但シ全然候補者ト齋思ヲ通ゼザル第三者ガ自筆ノ信書中ニ推薦ノ趣旨ヲ認ムルコトハ差支ナキ

## 九、一般政談演説會ノ自由

特ニ選舉ヲ目的トセズ、又聽衆ニ特殊ノ利益ヲ提供シ、若クハ約束セザル政治演説會（例ヘバ議會報告演説會、政治批判演説會等）ハ選舉告知前ハ自由ニスベキコト

社會大衆黨選舉法改正要項（七月二十九日發表）

選舉區制

道府縣ヲモツテ第一次選舉區トシ、東北、關東、中部、近畿、中國、四國、九州ヲモツテ第二次選舉區トシ、全國ヲモツテ第三次選舉區トス

比例代表制

- (1) 投票ハ電記トス
- (2) 當選標準數ヲ×萬票トス
- (3) 豊メ政黨ノ提出セル候補者名簿ニヨリ、各候補者間ニ過剰得票數ヲ順次委譲ス
- (4) 名簿内ニ於ケル當選順位ハ各候補者ノ得票順ニヨル

(六) 第一次選舉區ニ於ケル各名簿ノ當選標準數ニ達セザル過剰投票ハ、順次第二次選舉區及ビ第三次選舉區ニ委譲スルコト

(一) 選舉權ノ擴張

(1) 有權者年齢ヲ滿二十歳ヲ低下スル

(口) 選舉法第六條ノ第三號（貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者）ヲ削除スル

(八) 現役軍人ニ選舉權ヲ與フ

(二) 婦人ニ選舉權被選舉權ヲ與フ

一、選舉公營ノ徹底

(1) 演說會、候補者共同演說會ノ公營、私營演說會ノ禁止

(口) 立看板及演說會告知ノ公營

(iv) 第三者推薦狀ノ禁止

(v) 無料郵便ノ廢止

(vi) 第三者ハ人數ヲ限り公營演説會ニ出演スルヲ得ルコト

(vii) 公報ニ所屬黨員若干名ノ推薦文ノ掲載ヲ認ムルコト

## 一、選舉費用ノ低減

(i) 法定選舉費用ハ選舉公營ノ徹底ニ照應シ、徹底的ニ減ズルコト

ト

(ii) 保證金制度ノ撤廃

(iii) 選舉運動員ニ對スル報酬ヲ許容セントスル主張ニハ絶對反対

スル

## 二、選舉肅正ノ徹底

3

(1) 連座規定ノ擴張（選舉法第百三十六條但書ノ削除）

(2) 混同開票制ノ強制

(3) 投票所ヲ増設シ、各小學校ヲ以テ窓ツルコト

(4) 投票日ハ公休トスルコト

(5) 選舉取締特別機關ノ設置

昭和會選舉法改正要綱（未決定）（昭和十一年八月八日）

一、現行衆議院議員選舉法ヲ仔細ニ検討スレバ

(1) 選舉區制ノ問題

(a) 比例代表制ノ採否

(b) 選舉權擴張ノ可否

(c) 別表ノ改正等ヲ初メトシテ根本的且全面的ニ調査考究ヲ要

スペキ項項決シテ勘シトセズ

是等ハ悉ク是ヲ調査改善ノ上眞ニ時代ニ適應スル立法ヲナシ  
以テ議會ノ威信ヲ高メソノ機能ヲ充分ニ發揮セシメザル可ラ  
ザルハ由ス迄モナキ職ナリ

\* \* \* 吾人ハコノ所信ノ下ニ選舉制度調査委員会ニ於タルニ政府提出

ノ諮問ハ「選舉ノ實績ニ鑑ミ選舉制度ニ付改正ヲ加フルノ要アリト認ム其ノ要綱如何」ト曰フニアリテ該調査會官制第一條ノ規定ト對照セバソノ趣旨極メテ廣汎ニシテ且漠然タリシモ質疑應答ヲ重本タル結果該諮問ノ趣旨ハ結局「政府ハ來議會ニ衆議院議員選舉法中改正法律案ヲ提出スル希望ヲ有スルニ依リ先づ當面ノ緊急ヲ要スト認ムベキ事項ニ付十一月末頃迄ニ調査完了ヲ望ム趣旨」ナル事判明セリ更ニ政府ヨリ提出セラレタル調査項目案（所謂幹事案）自体ニ依リソノ趣旨明確トナレリ

三、  
仍テ吾人ハ政府諮問ノ趣旨ヲ基本トシテ茲ニ衆議院議員選舉法ニ對スル當面ノ改正要綱ヲ決定スル事左ノ如シ

改正要綱（調査項目案ノ順序ニ依ル）

第一、選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項

(一) 選舉界ノ明朗且闊達ヲ計リ以テ陰暗ナル空氣ヲ一掃スル爲目

事項

二 現行法規ヲ簡易且常識化スル事

(二) 第九十六條ノ規定ヲ廢止スル事（所謂第三者運動「無資格運動」ヲ自由トスル事）

理由

理由

苟クモ法規上選舉運動ヲ許容スル以上是ヲ或ル程度廢ニ制限シテ  
阻止セントスルガ如キ殆ンド全ク不可能ナリ相是ヲ制限シテ  
止スルガ故ニ茲ニ違反續出ス本條ノ規定ノ如キハ其ノ弊最甚矣

モ甚ダシキモノナリ即チ本條件ハ(イ)選舉ノ精神ニ反シ(ロ)我國古來ノ淳風美俗人情道義ニ反スル加之(ハ)選舉肅正ハ國民ニ選舉教育ヲ普及徹底セシムルヲ以テ根本精神トスルニ不拘コノ趣旨ニ背反ス又(ニ)政黨ノ活動ヲ阻止スルヲ以テ之ヲ廢止スルノ必要アリ本條ノ規定ニシテ廢止セラレンカ選舉界ハ明朗闊達トナリ陰暗ナル空氣ハ直ニ雲散霧消スペシ是レ本條ノ廢止ヲ主張スル所以ナリ。

#### 四

シ得ル事

#### 四

選舉公營制ノ擴張

(1) 演說會場ヲ增設スル事（學校公會堂等ノ公共建物、外

ニモ努メテ適當ナル會場ヲ多數設備スル事

(四) 演説會告知方法ノ公營

(八) 立看板配置ノ公營

(二) 選舉公報ヲ改善活用スル事（場合ニヨリ無料郵便ノ廢止可）

## 第二 選舉罰則ニ關スル事項

(一) 惡質犯ハ之ヲ嚴罰スル事

(二) 形式犯ニ對シテハ力メテソノ科刑ヲ輕減ヘル事

## 第三 選舉手續ニ關スル事項

(一) 別表ハ改正ノ必要アリ 但シ選舉區割議員定員數ノ問題

ト關聯シテ改正スル事

第四 其ノ他選舉制度ニ關スル事項

(一) 次點者當選制ヲ廢止スル事

## 選舉制度改正要綱

(昭和二、八、一三)

山岡委員案

第一 選舉制度改正ニ當り我邦固有ノ厚風美俗ヲ保持シ欽定  
憲法ニ基ク立憲政治ノ本義發揚ニ留意スルコト左ニ其ノ事

例ヲ示ス

(一) 選舉権ハ家長ニノミ附與スルコト

(二) 選舉權行使ハ公義勝タルコト

第二 選舉權行使即チ投票ヲ公義勝トシテ覆行セシムル爲メ  
左ノ諸點ヲ考究スルコト

(一) 政治教育、投票日ノ日當給與、棄権ニ對スル過料ノ制減、  
選舉権並ニ被選舉権ノ停止年ヲ考慮スルコト

(二) 投票ヲ便宜ニスル爲メ投票所ヲ増設スルコト

(三) 投票日ハ休暇トスルコト

第三、選舉期間ヲ短縮スルコト（現行法第十八條参照）

第四、選舉運動ニ付キ特ニ左ノミ點ヲ考慮スルコト

(一) 選舉運動法規ノ適用ニ付テハ常識ニ從ヒ投票末節ニ拘泥セザルコト從テ選舉運動取締上實際ニ於テ選舉ノ公正ヲ害セザル行為ハ之ヲ不問トスルコト

(二) 候補者ノ出席セザル演説會ハ之ヲ認メザルコト但シ満氣其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ之ヲ届出デ特定ノ代理人ヲ出席セレムルコト

(三) 第三者ノ選舉運動ハ之ヲ横張セザルコト

## 第五、

(一) 選舉費用ニ關スル法規ノ適用ニ付テハ第四ノ(一)選舉運動

法規ノ適用ト同様タルコト

(二) 選舉法定費用ハ之ヲ減額スルコト

## 第六、

(一) 選舉演説會及文書ニ關スル公營ヲ徹底スルコト

(二) 選舉公營ノ費用ハ實質ト畢モ候補者ヨリ徵收セザルコト

第七、單記移譲式ノ比例代表制ヲ採用スルコト

第八、選舉罰則中ニ左ノ規定ヲ爲スコト

(一) 投票買収及之ニ類スル實質犯ト其ノ他ノ選舉取締規定違反タル形式犯トヲ區別シ其ノ取扱ヲ異ニスルコト

(二) 實質犯ハ嚴重ニ處罰シ形式犯ハ罰金刑トシ且ツ原則トシテ選舉權被選舉權停止ノ制裁ヲ科セザルコト

(三) 施行令省令ノ複雜ナル規定ハ出來得ル限り之ヲ改メ因テ

# 政友會選舉制度改正案調査項目

(第ニハニ〇則)

形式犯ヲ減少スルコト

(四) 形式犯=付キ其ノ行爲が實際選舉ノ秩序ニ影響ナキトキハ不罰行爲トスルコト

(三) 政治結社ノ目的ノ範圍内ニ於ケル一定ノ行爲ハ刑法第三十五條ノ正當行爲トシ之ヲ罰セザルコト

(六) 連坐ノ觀念ニ依リ或ル區域ノ選舉民が多數投票買収ニ應ジタルトキハ其ノ區域ノ選舉權ヲ停止スルコト

政友會選舉制度改正案調査項目 (二、八、一ニ)

甲、現行法令中改正すべき事項

第一、選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項

一、選舉運動ノ意義、範圍ヲ明確ニスルコト

選舉法令ニ於テ取締ヲ要スベキ選舉運動ハ直接當選ヲ  
斡旋スル行為ニ限局シ、取締ノ分界ヲ明ニスルノ趣旨  
ヲ法文化スルコト

二、政治結社ノ活動ヲ自由ニスルコト

政治結社ノ爲ス左記行為ハ總テ選舉法令ノ取締ヲ受ク  
ベキ限りニ非ザルモノトス

(1) 政策ノ宣傳、時局ノ批判、議會報告等ノ爲ニスル會  
合

(1) 議員候補者ノ銓衡、公認等ニ關スル行為

(2) 應援辯士ノ依頼、派遣、配置等

三、戸別訪問、個々面接并寫ノ限界ヲ定ムルコト  
本罪成立ノ爲ニハ直接ニ投票ヲ依頼シ其ノ他脅迫ヲ斡  
旋スル特別ノ故意ヲ有スル場合ニ限ルモノトス

四、勞務ノ提供 第三者運動ニ付其ノ意義、範圍ヲ明ニ  
スルコト

五、選舉事務所ノ設置 選舉委員若ハ勞務者ノ選任方法  
ヲ簡易ニスルコト

六、選舉委員 應援辯士ニ對シ報酬ヲ支給レ得ルノ途ヲ  
開クコト

七、選舉運動費用ノ支出方法 選舉帳簿ノ形式並記帳方

法ヲ簡易化スルコト

八、選舉公營ノ擴充ヲ圖ルコト

(1) 選舉公報ノ内容ヲ改善レ (1)字數ノ増加 (2)推薦文ノ抑

入、等從來ノ檢挾狀ニ代ヘシムルコト

(2) 無料郵便物ノ廢止

(3) 演說會場ノ公營ヲ徹底スルコト

(4) 演說廣告、立看板ノ公營ヲ爲スコト

九、選舉後ノ檢挾方法ニ關スル制限ヲ緩和スルト共ニ、之  
ヲ簡易化スルコト

## 第二、選舉罰則及具ノ取締ニ關スル事項

一、惡質犯罪ハ之ヲ嚴罰スルモ形式犯並過失ニ付テハ努力メ

テ寛大ニ取扱フコト

(1) 選舉ノ公正ヲ害スル行為、選舉ブローカー、有権者ノ誘惑及陷穽ニ觸スル所為ヲ嚴罰スルコト

(2) 選舉法第130條第131條ノ如キハ本法中ニ規定セザルコト

二、選舉取締ノ目標ハ(1)選舉ノ公正ヲ保チ(2)選舉ニ金ノ掛ラザル様ニ為スコトニ在リ、且取締ハ止ムヲ得ザル結果行フモノナル觀念ヲ徹底セし4ルコト

三、選舉犯罪審理ニ觸スル裁判所ノ構成、管轄ノ改正

四、選舉ニ觸スル訴訟手續ノ改正

五、連坐制度ノ改正

### 第三、選舉手續ニ觸スル事項

一、選舉ヲナルベク簡易、便宜ニズルコト

(1) 投票所ノ増設 小學校兒童ノ通學區域ニ依ル

(2) 立會人選任手續ノ簡易化

(3) 立候補届出ハ選舉期日前二週間トスルコト

(4) 選舉演説ノ期間ヲ一定スルコト

二、補充當選期間ノ短縮

三、混同開票ノ是非

四、選舉並被選舉資格ニ觸スル問題

(1) 華族ノ戸主ニ選舉権ヲ與フルヤ否ヤ

(2) 市町村會議員ノ代議士兼職ヲ禁止スルヤ否ヤ

五、破産者、貧困者、刑縲者ノ缺格條項ニ觸スル問題

六、貴族院議員ト衆議院議員トノ就官資格上ノ差別撤廃ニ

#### 觸スル問題

七、別表改正ニ觸スル問題

乙、選舉肅正ト人權擁護

#### 第一、選舉肅正ノ徹底

選舉肅正ニ關シテハ「檢舉ニマサニ、肅正ナシ」ト云フ偏見ヲ打破シ、「指揮ニマサル肅正ナシ」ト云フ趣旨ヲ徹底セレメ、之ガ法文化ヲ圖ルコト其ノ為ニハ先ヅ

(1)選舉肅正委員會ニ觸スル規定ヲ選舉法中ニ挿入スルコト

ト

(2)國民ニ選舉ノ指導、訓練ヲ徹底セレムル規定ヲ設クルコト

(3)違反ノ疑アル行為(主トシテ形式化並輕微ニシテ惡質ナラザルモノ)ニ就テハ、先ヅ注意ヲ與ヘ、尚改メズレテ之ヲ行フ場合ニ於テ、初メテ之ヲ違反トシテ取扱フベキコトノ規定ヲ設ケルコト

#### 第二、人權ノ尊重

一、匿名、變名、無名ノ投書(所謂怪文書)等ニ於リ取扱ヲ為スベカラザル旨ノ規定ヲ設ケルコト  
二、参考ノ為ニスル取調ハ、参考人出頭ノ時ヨリ五時間ヲ超ユルコトヲ得ズ、午後十時ヲ過ぐルコトヲ得ザル旨ノ

規定ヲ爲スコト

三

選舉違反ニ付テハ先ツ自粛、自戒セレムルノ趣旨ヲ徹底シ、檢舉ノ獎勵ヲ爲ササルコト

四

取締官憲ノ指導、訓練ヲ徹底セレムルコト

丙 根本的調査ヲ要スベキ事項

一 選舉ノ結果ヲ公平ニスル方法

(1) 選舉區制ニ關スル問題

(2) 比例代表、團體代表又ハ職能代表等ノ問題

二 選舉ヲ徹底セレムル方法

(1) 強制投票ニ關スル問題

(2) 投票日當ニ關スル問題

三 地方議會其ノ他各種公ノ選舉制度ノ改正

# 選舉制度調査會

調査會總會ニ於テ論議ニ上リタル改正諸意見

第一回 調査會總會

(昭和二年一七仲月)

3  
4  
5  
6  
7

- 一、本調査ハ總會ニ於テ委員ヨリ提出セラレタル意見及委員ヨリ紹介セラレタル政黨等ノ意見ヲ選舉法ノ章別ニ依リ整理シタルモノナリ
- 二、右意見ノ整理ニ付テハ出來ル限り正確ヲ期シタレドモ、口頭ヲ以テ述ベラレタル意見等ニ付テハ或ハ脱漏等ナキヲ保證セズ
- 三、政黨ノ意見トシテ掲ゲタルモノニハ未定稿ノモノアルモ便宜上政黨ノ意見トシテ掲ゲタリ

調査會總會ニ於テ論議ニ上リタル改正諸意見

第一章 選舉ニ關スル區域

提出者

- 一、選舉區  
①選舉區制及別表ハ比例代表制ノ實行ニ伴ヒ適當ナル改善ヲ爲スコト  
②別表ヲ改正スルコト但シ選舉區制議員定數ノ問題ト關係シテ改正スルコト  
③比例代表制ト關係シ、道府縣ヲ以テ第壹選舉區トシ東北、關東、中部、近畿、中國、四國、九州ヲ以テ第二次選舉區トシ全國ヲ以テ第三次選舉區トスルコト

民 政 黨 八 萬

昭 和 會

社會大眾黨 廿 七

## 二、投票區

- (1) 投票ヲ便宜ニスル為メ投票所ヲ増設スルコト  
(2) 投票所ヲ増設シ、各小學校ヲ以テ宛ツルコト

山西委員  
社會大眾黨

提出者

山西大眾黨員

- 第二章 選舉權及被選舉權ハ萬民投票權也
- (1) 選舉權ヲ左ノ如ク擴張スルコト五 件記入
- (2) 有權者年齡ヲ満二十歲迄低下スルコト
- (3) 選舉法第大條第三款（貧困ニ因リ生活ノ為公私ノ扶助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者）ヲ削除スルコト
- (4) 現役軍人ニ選舉權ヲ與フルコト
- (5) 婦人ニ選舉權及被選舉權ヲ與フルコト
- (6) 選舉權八家長ニノミ之ヲ附與スルコト
- (7) 選舉權被選舉權、扶助權等關し必要ナル改正ヲ加フルコト
- (8) 貴族院議員ト衆議院議員トノ仕官資格上ノ差別撤廢

政友會能

政友會能

山西委員

提出者

- (一) 選舉權行使ハ公義務トシテ履行セしムルコトト  
シ、棄權ニ對シテハ過料ノ制裁、選舉權並ニ被  
選舉權ノ停止等ヲ科スルコト
- (二) 右ニ關聯シ投票日ノ日當ヲ終與スルコト
- (八) 投票日ヘ公休トスルコト
- (三) 選舉期間ヲ短縮スルコト

山岡委員  
山岡委員  
嶋崎大輔  
山岡委員

(1) 開票區毎ニ投票ヲ混同シテ開票スルコト

第五章 開票及開票所

國民  
民主同盟  
中央人民  
民主黨

提出者

民政黨  
社會大眾黨

## 第七章 議員候補者及當選人

### 一、比例代表制

- (1) 單記綜合多議院式ヲ骨子トスル比例代表制ヲ實現スルコト
- (2) 左ノ要綱ニ依ル比例代表制ヲ採用スルコト
- (3) 投票ハ單記トス
- (4) 單選標準數ヲ×萬票トス
- (5) 政黨ノ提出セル候補者名簿ニヨリ、各候補者間ニ過剰得票數ヲ順次委譲ス
- (6) 名簿内ニ於ケル當選順位ハ各候補者ノ得票順ニ依ル
- (7) 第一次選舉區ニ於ケル各名簿ノ當選標準數

19 7 8

二連セザル過剰投票ハ順次第二次選舉區及第三次選舉區ニ參議スルコト

(八)單記移讓式ノ比例代表制ヲ採用スルコト

六 次表者線上制度

七 次表者(乙)次表者線上制度ヲ廢止スルコト

三 保證金制度

八 (乙)保證金制度ヲ撤廃スルコト

山岡委員

民政黨  
國民同盟  
聯合會

參議大典會  
片山

## 第十章 選舉運動

一 政黨、活動ヲ法諷スルコト

不政策、宣傳、時局、批判、議會報告、黨務執行、為ニスル會合、演説會等、開催

(乙)候補者銓衡ニ關スル行為

(八)應援辦士、派遣、其、斡旋、配置等

三立候補届出前、選舉運動  
(乙)立候補届出前、運動禁止ヲ相當程度緩和スル

五 候補者、公認

(乙)政黨、活動ハ選舉期間内ニ許容スルコト

二 立候補届出前、選舉運動

(乙)立候補届出前、運動禁止ヲ相當程度緩和スル

民政黨  
國民同盟  
聯合會  
政友會  
政友會  
山岡委員

民政黨  
國民同盟  
聯合會  
政友會  
政友會  
山岡委員

コト

中央聯盟

(1) 立候補準備、特定行為シ明文シ以テ容認スル  
コト

民 政 黨

三、選舉事務所

(1) 選舉事務所シニヶ所トスルコト

四、選舉委員、

(1) 選舉委員、數ニ制限シ緩和スルコト

(2) 選舉委員ヲ三十名ニ増スコト

(3) 選舉委員、數ヲ十名トスルコト組シ選舉公營

、擴充シ前提トスルコト

(4) 選舉委員ニ對スル報酬供與ヲ容認スルコト

(5) 報酬供與ニ對スル反對

山岡委員  
熊谷委員

國民同盟  
民政改進會  
社會大衆黨

五、勞務者

(1) 勞務者、數ニ制限シ緩和スルコト

(2) 選舉事務長ニ依リ選任セラレタル勞務者ニ非  
サレバ勞務ヲ提供シ得ベトスル規定シ緩和ス

ルコト

山岡委員  
民政黨

國民同盟

(3) 選舉委員ニモ勞務者選任權ヲ與フルコト  
三徽章ノ流用ニ依リ勞務者選任シ焉シ得シムル  
コト

(4) 日付入徽章ヲ所用數タケ交付順次シテ使用

セシムルコト

大、第三者運動

(1) 第三者ノ選舉運動シ自由ニスルコト、之が爲

法第九十大蔵ヲ削除スルコト

(三)選舉公管シ擴充シ第三者ノ推薦狀ニヨル選舉運動ヲ禁止スルコト

(四)候補者ノ出席セサル演説會ハ之ヲ認メサルコト

(三)第三者ノ選舉運動ヲ擴張ヒザルコト

(五)推薦狀ニヨリ更ニ他ノ第三者ニ推薦シ依頼シ得ル様法認スルゴト

#### 七、演説會

(一)演説會、候補者共同演説會、公管ラナソ私管

ノ演説會シ禁止スルコト

(二)候補者ノ出席セサル演説會ハ之ヲ認メサルコト

(一)選舉演説ハ投票日前日迄ニ限テシムルコト

(二)演説會出演辯士數ノ制限シ緩和スルコト

(三)辯士ニ對スル報酬ノ供與ヲ容認スルコト

(四)選舉ヲ目的トセサル政治演説會ハ選舉期日公

布前ハ自由ニスルコト

(五)選舉期日後ノ挨拶行為

(六)當選ニ關スル祝詞、見舞ニ對スル禮狀ハ印刷

ニヨルコトヲ答認スルコト



第十二章 罰則

一 實質犯ト形式犯

(1) 慚質犯罪ハ之ヲ重罰シ形式犯ニ對レテハ力メテ其ノ科刑ヲ輕減スルコト

(2) 形式犯罪中第百三十條及第百三十二條ハ本法

外ニ之ヲ規定スルコト

(3) 投票買収及之ニ類スル實質犯ト其ノ他ノ選舉取締規定違反タル形式犯トヲ區別シ其ノ取扱

ヲ異ニスルコト

(4) 實質犯ハ嚴重ニ處罰シ形式犯ハ罰金刑トシ且ツ原則トシテ選舉権被選舉権停止ノ制裁ヲ科

セザルコト

昭和會

熊谷委員

山岡委員

山岡委員

(イ) 施行令省令ノ複雜ナル規定ハ出來得ル限り之

ヲ改メ因テ形式犯ヲ減サスルコト

(エ) 形式犯ニ付キ其ノ行為が實際選舉ノ秩序ニ影響ナキトキハ不罰行為トスルコト

(ト) 形式犯ニ對スル被疑者ニ對シテハ強制的處分

ヲ為スコトヲ得サル規定ヲ設クルコト

### 二、連坐制

(イ) 連坐制ヲ徹底シ免責條項ヲ削除スルコト

(ロ) 連坐制ヲ擴張シ選舉委員ノ買收犯罪モ亦當選無效ノ原因トスルコト

(ハ) 連坐ノ觀念ニ依リ或ル區域ノ選舉民が多數投票買收ニ應じタルトキハ其ノ區域ノ選舉權ヲ

山岡委員

國民同盟  
中央聯盟  
中華人民民主聯盟

民政黨

田澤委員

山岡委員

山岡委員

### 三、停止スルコト

#### 三、政治結社

(イ) 政治結社ノ目的ノ範圍内ニ於ケル一定ノ行為ハ刑法第三十五條ノ正當行為トシ之ヲ罰セザ

ルコト

山岡委員

中央聯盟  
中華人民民主聯盟

#### 四、罰則ノ統一

(イ) 各種公ノ選舉ニ選舉法罰則ヲ準用スルコト

ノ機関ヲ設クルコト

(ロ) 姓名、變名、無名ノ投票ニヨリ取調ヲ為スニ  
付一定ノ制限ヲ設クルコト

政友會

火井山

(六) 参考人ノ取調べハ其ノ出頭ノ時ヨリ五時間ヲ超  
ヘ午后十時ヲ過ぐルヲ得サル旨ノ規定ヲ設ク

調査項目表成コト

政友會

六種事名務  
(一) 実員犯行後該銀紙を犯り破壊  
犯ト金額

山岡泰次

### 第十三章 補則

提出者

民政黨八益

(一) 無料郵便物ノ配達方法ヲ改善スルコト

無料郵便物ノ内容ハ市町村ノ区域ヲ異ニスル

= 依リ其ノ内容ニ異同アルモ支障ナキコトト  
スルコト

(二) 無料郵便ハ之ヲ廢止スルコト

(三) 場合ニ依リ無料郵便ヲ廢止スルモ可ナルコト

(四) 選舉公營ノ内容ヲ擴充スルコト  
(五) 演説會及文書ニ關スル公營ヲ徹底スルコト  
(六) 選舉公營ヲ左ノ如ク擴充スルコト

山岡泰次

政友會

民政黨八益

選舉公營

選舉公營ノ内容ヲ擴充スル

演説會及文書ニ關スル公營ヲ徹底スル

選舉公營ヲ左ノ如ク擴充スル

演説會場ノ公營

(1) 演説會場ノ公營ヲ擴充スルコト  
(2) 學校、公會堂等ノ公共建物ノ外ニモ努メテ  
適當ナル會場ヲ多數設備シ演説會場ヲ増設  
スルコト

(3) 演説會ハ總テ之ヲ公營トシ私營演説ハ之ヲ  
廢止スルコト之ニ關聯シ學校、公會堂等公  
共建物以外ニ於テモ適當ナル場所ヲ選ビ多  
數ノ公營演説會場ヲ設クルコト

(4) 演説會、候補者共同演説會ノ公營ヲ行ヒ私  
營演説會ハ之ヲ禁止スルコト

演説會告知ノ公營

民政黨員  
社會大眾黨員  
民同盟  
昭和  
國民同盟  
民政黨員  
社會大眾黨員  
國民同盟

昭和  
國民同盟  
民政黨員  
社會大眾黨員  
國民同盟

① 演説會ノ告知ヲ公營トスルコト

② 演説會ノ告知ヲ公營トスルコト但シ特殊ノ  
場合ニ私營ヲ以テ補充スルコトヲ許スコト

選舉公報

① 選舉公報ヲ改善活用スルコト

② 選舉公報ヲ一層擴充シ、過般ノ經驗ニ鑑ミ  
不備ナリト感じタル處、例へバ印刷ノ方法、  
体裁、用紙、封入順序等ニ付一定ノ規律ヲ  
設クルコト

③ 選舉公報ニ所屬黨員若干名ノ推薦文ノ掲載  
ヲ認ムルコト

(4) 選舉公報ノ改善ニ付名案ナキニ於テハ寧ロ  
之ヲ廢止レ無料郵便ヲ更ニ一同増加スルコ  
ト

立看板ノ公營

(5) 立看板配置ノ公營ヲ行フコト

(3) 選舉公營ノ費用ハ實費ト雖モ候補者ヨリ徵收  
セザルコト

(6) 道府縣會議員選舉ニモ選舉公營ヲ採用スルコ  
ト

山岡委員  
中央聯盟  
国民党  
社会民主黨  
共产党  
大連地會

選舉法全般ニ關スル事項

- (1) 施行令及省令等ノ各種手續ヲ簡易化スルコト  
(2) 選舉法規ヲ努メテ簡明ニシ且常識化スルコトト  
レ、之が為ニ  
(3) 何人ニモ理解シ得ル様法文ヲ口語体トスルコ  
ト  
(4) 選舉ニ關スル事項ヲ規定スル選舉法ト選舉運  
動ノ取締ニ關スル取締法規トヲ區別スルコト  
尚選舉ニ關スル法規ニ就テハ便宜ヲ旨トシ公平  
ヲ期スル上ニ苟モ煩瑣ニナラざルコトヲ努メ、  
取締ニ關スル法規ニ就テハ指導ヲ旨トシ弊害ヲ  
除去スル上ニ苟モ苛酷ナラザランコトヲ努ムルコト

提出者  
民政黨  
政友會

(八) 満行法規ヲ簡易且常識化スルトト

昭和會

3

6

7

小委員會審議資料

第一回会力委員會

(昭和二、一〇、一四)

3

4

6

7

本資料ハ「調査會總會ニ於テ論議ニ上リタル改正諸意見」  
中幹事調査項目「選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項」ニ  
含マルルモノニ付、特別委員會ノ審議ニ基キ、重複セル  
モノヲ統一シ、斯ニ提出セラレタルモノヲ補足シ、説明  
ニ依リ内容ノ明トナリタルモノヲ具体的ニ記述スル隼必  
要ナル整理ヲ加ヘタルモノナリ

(一)

(二)

## 第一 選舉運動ニ關スル事項

### 一 選舉事務所

① 選舉事務所ハ原則トレテニ箇所トスルコト

② 選舉事務所ハ原則トシテ一箇所トスルモ省令別表ヲ  
改正 ~~選務所~~ ~~管轄~~ 設置レ得ベキ選舉區ヲ增加スルハ  
如ガナキコトニカニ勅令第ニ十七ノニラ、遙遠キ時ニテ  
議員候補者モ亦選舉事務所ノ設置ヲ爲シ得ルコトト  
スルコト

### 二 選舉委員

① 選舉委員ノ數ニ關スル制限

② 選舉委員ハ數ニ關スル制限ヲ緩和レ例トバニラ事

十名<sup>ニ</sup>増加スルコト

軍選舉公營ノ擴充ヲ前提トシテ選舉委員ノ數ヲ十名ニ減少スルコト

(乙) 選舉委員等ニ對スル報酬供與

(イ) 選舉委員、選舉事務長ニ對レ報酬ヲ供與スルコト  
ヲ得シムルコト

軍選舉委員等ニ對スル報酬供與ハ之ヲ認メザルコト  
軍選舉事務員ノ制ヲ設ケ之ニ對レテノミ報酬ヲ供與  
スルコトヲ得シムルコト

選舉委員ノ選任

(イ) 議員候補者モ亦選舉委員ノ選任ヲ爲シ得ルコトト

スルコト

### 三、勞務者

本勞務者ノ數ニ賄スル制限ヲ緩和スルコト現状

(乙) 選舉委員<sup>モ</sup>議員候補者<sup>モ</sup>亦勞務者ノ選任ヲ爲スコト  
ヲ得シムルコト

六) 選舉委員間ニ徽章ヲ轉々流用スルコトニ依リ勞務者  
ノ選任ヲ爲スコトヲ得シムルコト

本日付入徽章ヲ所用數支し順次ニ之ヲ使用セシムル  
コト

本選舉事務長ニ依リ選任セラレタル勞務者ニ非ザル者  
か立看板ノ倒レタルヲ起レタル場合ノ如キハ法第九

十六條第二項ノ違反トナラガル様爲スコト、投票トモテ  
立候補届出前ノ選舉運動

(1) 立候補準備ノ爲必要ナル行爲ヲ例示レ立候補届出前  
之ヲ爲シ得ルコトヲ法文ヲ以テ明ニスルコト

### 五 第三者ノ選舉運動

(1) 法第九十六條ヲ削除レ第三者ノ選舉運動ヲ自由ニスルコト

(2) 候補者推薦協議會等立候補届出前ノ選舉運動ノ禁止  
ヲ相當程度緩和スルコト

概要 (1) 選舉運動ノ意義ヲ法文化ツビテ規定レ第三者ノ選舉運動ノ限界ヲ明ニスルコト、例ヘバ

(3) 選舉運動ハ直接當選ヲ斡旋スル行爲ニ限局シ其ノ趣旨ヲ法文化スルコト

(2) 選舉運動ハ有権者ニ向キ懸クル行爲(直接投票獲得ヲ目的トスル行爲)ニ限局シ其ノ趣旨ヲ法文化スルコト

(3) 選舉運動ハ投票獲得ヲ目的トスル行爲ニ限局シ其ノ趣旨ヲ法文化スルコト

概要 (3) 第三者ノ選舉運動ヲ横張セサルコト  
例ヘバ、選舉運動ヲ擴充レ第三者ノ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ  
禁止スルコト

(3) 推薦狀ニ依ル第三者ノ選舉運動ヲ擴充レ選舉運動ヲ  
禁止スル科即便物中ニ封

入領布スルモノ及自筆自辨ノモノニ限ルコト

右ノ推薦狀ニ依リ更ニ他ノ第三者ニ推薦ヲ依頼シ得  
ル様法認スルコト

(下) 第三者ノ選舉運動ハ候補者又ハ選舉事務長ノ承諾ヲ  
得ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザラシムルコト

(上) 第三者ノ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ現行法以上ニ更ニ  
制限セザル場合ハ法第九十八條ノニ付考慮スルコ  
ト

#### 後題六、政事結社ノ活動

(1) 政事結社ノ左記ノ如キ行為ハ自由タルコトヲ選舉法  
上明ニスルコト

#### 記

選舉運動、(2) 政策ノ宣傳、瞬局ノ批判、議會報告、黨務執行ノ  
爲ニスル會合、演說會等ノ開催

光輝、餘餘余談  
かたづけのあたま

(3) 候補者ノ銓衡ニ關スル行為

候補者ノ公認

(4) 應援辭士ノ派遣、其ノ幹族、配置等

(5) 候補者ノ公認

(6) 政黨ノ活動ハ選舉期間内モ許容スルコト

選舉運動の範囲  
選舉運動の範囲

(7) 政黨ノ活動ヲ認ムルニ於テハ其ノ他ノ團體、個人ニ  
對シテモ同様ノ行爲ヲ認ムルコト

#### 七、演説會

選舉運動、(8) 演說會等ノ開催

選舉運動の範囲  
選舉運動の範囲

入領布スルモノ及自筆自辨ノモノニ限ルコト

右ノ推薦狀ニ依リ更ニ他ノ第ニ者ニ推薦ヲ依頼シ得ル様法認スルコト

(下) 第三者ノ選舉運動ハ候補者又ハ選舉事務長ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザラシムルコト

(左) 第三者ノ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ現行法以上ニ更ニ制限セザル場合ハ法第九十八條ノニ付考慮スルコト

### 後題、大政事結社ノ活動

(左) 政事結社ノ左記ノ如キ行為ハ自由タルコトヲ選舉法上明ニスルコト

#### 記

選舉運動、(右) 政策ノ宣傳、時局ノ批判、議會報告、黨務執行ノ爲ニスル會合、演說會、講習會、開催

候補者ノ銓衡ニ關スル行為、(左) 時局、社會、黨務等の研究、應援辯士ノ派遣、其ノ幹部、配置等

(右) 立候補ノ勸誘、中止ノ勸告、統制不服從者ノ處分

(左) 候補者ノ公認

(右) 政黨ノ活動ハ選舉期間内モ許容スルコト

(左) 政黨ノ活動ヲ認ムルニ於テハ其ノ他ノ團體、個人ニ對シテ同様ノ行為ヲ認ムルコト

### 七、演説會

#### 選舉運動、(右) 時局、社會、黨務等の研究、應援辯士の派遣等

標準化ハ済メ

コト

演説會、候補者共同演説會ノ公營ヲ爲シ私營ノ演説會ヲ禁止スルコト、公營ノ演説會ノ開催ヲ許セバ

候補者ノ出演セザル演説會ハ之ノ如クサルコト、但レ繼續的代理人ノ出演スル場合ハ此ノ限ニ在ラザル

(八) 選舉演説會ハ選舉ノ期日ノ前日迄ニ限ルコト

(三) 辩士ニ對シ報酬ヲ供與スルコトヲ得シ4ルコト

(四) 演説會告知ノ爲使用スル張札ハ一選舉期間ヲ通じテ

三千枚ヲ超ユルコトヲ得ザルコトトスルコト

(五) 選舉ヲ目的トセザル政治演説會ハ選舉ノ期日ノ公布

前ハ自由ニスルコト政務運動ト一所ニ寄識スル事アリ

候補ノ選舉は選出者ノ後金リ簡易化スル(山縣安親)

#### 八 戶別訪問、個々面接

(一) 戸別訪問罪、個々面接罪ノ成立スルハ直接檢察官依頼シ其ノ他當選ヲ斡旋スル特別ノ故意ヲ有スル場合

ニ限ルコト

#### 九 選舉ノ期日後ノ挨拶行為

(一) 喜落ニ關スル祝詞、見舞等ニ對スル禮狀ハ印刷ニ依ルコトヲ得レ4ルコト

(二) 選舉後ノ挨拶方法ニ關スル制限ヲ緩和スルト共ニ之ヲ簡易化スルコト

十一月二十九日

第二十回 選舉運動ノ費用ニ關スル事項

一、選舉運動費用ノ支出並記帳

(1) 候補者ハ選舉事務長ノ口頭ニ依ル承諾ニ依リ選舉運動ノ費用ノ支出ヲ爲スコトヲ得レタルコト

(2) 選舉運動費用ノ支出方法、選舉運動費用ニ關スル帳簿ノ様式並記載方法ヲ簡易化スルコト

二、選舉運動費用ノ法定制限額

(1) 選舉公費ヲ擴充し法定制限額ヲ低減スルコト

(2) 費用超過ニ因ル寄附無効訴訟ヲ公ノ機關ヨリ提起セシムルコト

(3) 法定制限額ハ選舉區ノ貧富、交通ノ便否等地理的狀

況ヲモ加味シテ定ムルコト

第三、無料郵便及選舉公營ニ關スル事項

一、無料郵便

(1) 無料郵便ヲ廢止スルコト

(2) 無料郵便物ニ付宛名及住所ノ記載ヲ要セザルコトト

スルコト

二、廣說會場ノ公營

(1) 公營ノ内容ヲ擴充し賑房、小使ノ如キヲ之ニ加フル

コト

(2) 公營演說會場ノ範圍ヲ擴張シ學校、公會堂等ノ公共  
建物以外ニ於テモ例ヘバ神社、寺院、市場、劇場ノ  
如キニ付テハ公營ヲ行フコト

(八) 公營演説會場ノ範圍ヲ擴張スルト共ニ演説會ハ總テ之ヲ公營トシ私營演説會ハ之ヲ禁止スルコト

(三) 候補者共同演説會ノ公營ヲ行フコト

(四) ラヂオニ依ル選舉演説ノ公營ヲ行フコト

### 三、演説會告知ノ公營

(一) 費例上ホスター掲出場所トシテ普通ニ使用セラルル公私ノ場所ニ付市町村長が致メ當該管理者ノ承認ヲ得テ指定ヲ爲シ、其ノ指定ノ場所ニ付テハ候補者各自ハ使用ノ承認ヲホムルコトヲ要セザルコトナルコト。

(二) 前項ニ依リ指定スル場所ノ數が一定ノ標準數(市町

村ノ大小等ニ應シテ之ヲ定ム)ニ達セザルトキハ其ノ數ニ達スル迄ノホスター掲出板ヲ市町村長ニ於テ特設スルコト

(三) 加えタ一掲出場所ヲ指定シ又ハ特設スルニ止ラズ、更ニホスター作成及掲出ヲ市町村長ニ於テ取扱フコト

(四) 公營ノ實施ニ伴ヒ告知ノ私營ハ特殊ノ場合ニ於ケル補充トシテ之ヲ認ムルニ止ムルコト

### 四、選舉公報

(1) 選舉公報ニ候補者ノ寫真、經鑑ノ如キヨ  
トトスルコト

官選舉公報ノ字數ヲ増加スルコト

(2) 選舉公報ニ所屬議員若干名ノ推薦文或ハ一般ノ推薦文ノ掲載ヲ認ムルコト

(3) 選舉公報ノ印刷ノ方法、体裁、用紙、封入順序等ニ付一定ノ規律ヲ設クルコト

(4) 選舉公報ノ掲載文ハ候補者各自ニ於テ及メ地方長官ノ檢閱ヲ受ケタル上之ヲ印刷シ所定ノ期限迄ニ地方長官ニ提出スルコトトシ、地方長官ハ之ヲ取纏メ有權者ニ發送スル事務ヲ取扱フコト

(5) 選舉公報ノ改善ニ付名案ナキニ於テハ寧ロ之ヲ廢止シ無料郵便ヲ更ニ一回増加スルコト

### 五、立看板ノ公營

(1) 慣例上立看板ノ配置場所トシテ普通ニ使用セラルル場所ニ付市町村長ヘ又ハ其ノ他ノ公ノ機關( )が豫メ當該管理者ノ承認ヲ得タル上指定ヲ爲シ、其ノ指定ノ場所ニ付テハ候補者各自ハ使用ノ承認ヲボムルコトヲ要セザルコトスルコト

(2) 立看板配置場所ノ指定ヲ爲スニ止ラズ、更ニ立看板ノ作成及配置ヲモ市町村長ニ於テ取扱フコト

(3) 公營ノ實施ニ伴ヒ立看板ノ公營ハ之ヲ禁止スルコト

六、選舉公營ノ費用

（公選舉公營ノ費用ハ實費ト雖モ候補者ヨリモ徵收セガ

ルコト

試

案  
ノ二回カ多々乞ふ。

(昭和一二、一〇、二二)

法第九十五條ノニ 7立候補準備ノトキ必要ナル件爲ヲ除クノ  
外レ選舉運動ハ第六十七條第一項乃至第三項ノ届出アリタ  
ル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

法第九十五條ノ三 議員候補者タルベキ者ヲ銓衡スル爲集會  
ヲ開カムトスル者ハ發起人ヲ定ムベシ

發起人ハ豫メ集會ノ場所、年月日時ヲ會場所在地所轄ノ警  
察署ニ届出ヅベシ

集會ノ結果ヲ通知スル爲選舉人ニ對シテ別訪問ヲ爲スコト  
ヲ得ズ

(参考)

(第二二〇、二一)

立候補準備行為トシテ取扱來しル事例

- 一、議員候補者タラムトスル者ノ為ス選舉運動ノ準備行為ト認  
メラルモノ
  - 1、選舉事務所備入ノ内支拂
  - 2、選舉事務長又ハ選舉委員就任ノ内支拂
  - 3、労務者雇傭ノ内支拂
  - 4、立看板ヲ作製シ置ク行為
  - 5、立候補挨拶狀、宣言書、張札、引札、名刺等ノ印刷物ノ  
原稿ヲアリ又ハ印刷シ置ク行為
- 選舉公報ノ文書ノ作成

6、有権者名簿ノ複製

7、議會解散宜取締ム」ト打電スル行爲

8、公營外演說會場借入ノ内交渉

9、無料郵便物ニ同封スベキ推薦狀依頼ノ内交渉

10、政黨ノ公認ヲボムハ行爲

二、第三者ノ為ス選舉運動ノ準備行爲ト認メラルモノ

エ、推薦狀ヲ印刷レ置ク行爲

三、其ノ他性質上ハ選舉運動ニサザルモ立候補準備行爲ト稱シ  
來レルモノ

1、議員候補者タラムトスル者又ハ推薦届出ヲ為サムトスル  
者ノ為ス瀕濱行爲

2、議員候補者タラシメムトスル者ノ銓衡會又ハ推薦協議會

(昭和一一、一〇、二八)

小委員會審議經過

其ノ一 選舉運動ニ關スル事項

第一、仮決定アリタル事項

○一、選舉事務所

(イ) 選舉事務所ハ原則トシテ一箇所トスルモ省令別表ヲ  
改正シテ選舉事務所ノ數ヲ増加シ得ヘキ選舉區ヲ増  
加スルコト

之カ為勅令第五十七條ノニヨ適當ニ改正スルコト狀

二、選舉事務長、選舉委員

○(イ) 選舉委員ノ數ヲ二十五名(通シテ五十名)ニ増加ス

ルコト狀

(口) 選舉事務長、選舉委員ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコト  
トスルコト(實ヒ此後内ニハ御心向む事ナリ舊事記上ノ  
ノ如ク加味ヒテ據立不レバ其事)

## 二、勞務者

(イ) 選舉委員モ選舉事務長ノ承諾ヲ得テ勞務者ヲ選任シ  
得ルコトトスルコト也。

四立候補準備行為

四立候補準備行為  
（一）立候補準備行為  
（二）立候補届出前之ヲ為シ得ルコト

ヲ法文ヲ以テ明ニスルコト惟宜

(ロ) 特ニ議員候補者銘衡會ハ一定ノ制限ヲ付シ之ヲ為シ

五、演說會

得ルコトヲ法文ヲ以テ明ニスルコト也

説會二付三十枚ヲ超ユルコトヲ得サルコトトスル等

大選舉一屆日後，檢察行為

(イ) 當落ニ閑スル祝辭見舞等ニ對スル禮狀ハ印刷ニ依ル  
コトヲ得シムルコト也

## 第二、論議ニ上リタルモ依決定ニ至ラサリシ事項

### 一、第三者ノ選舉運動

(イ) 第三者ノ選舉運動ヲ演説又ハ推薦狀ニ依ル運動、外  
更ニ擴張シ例へハ小集会ニ於ケル投票依頼ノ如キ行

為ヲ為シ得ルコトトスルコト

但シ社友ノ選舉運動ハ此ノ如クノ如ク、  
尚個々面接ノ禁止ハ存置スルモ相當改正スルコト也

(ロ) 推薦狀ニ依ル推薦狀送付依頼ヲ第三者ノ推薦狀ニ

依ル選舉運動トシテ認ムルコト

(ハ) 應機辨士ノ派遣ヲ第三者ノ演説ニ依ル選舉運動トシ

テ 論 ハルコト

(二) 第三者カ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ為ス際十

定ノ制限ノ下キ勞務者ヲ選任シ得ルオトコナルコト

制第三者ト同居スル親族、家族及常備ノ使用人ハ第  
三者ノ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ為ス際十

伏シ得ルコトトスルコト

研究

(三) 第三者カ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ為ス場合  
ノ個々面接、電話通話、禁止ヲ解除スルコト

動員  
九八年  
例

(四) 第三者ノ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ現行法以上ニ制限

### セ ザル 場 合 八

(一) 法第九十八條ノニラ削除シ、議員候補者、法定連  
動者ノ文書運動シ自由ナラシムルコト

(二) 法定運動者ノ推薦狀ハ無料郵便物ニ同封シテ差出  
シ得ルコトヲ法文ヲ以テ明ニスルコト

(三) 法第九十八條ノニハ選舉公報ト併セ考フルコト

### 二 政事結社ノ活動

(一) 政事結社ノ支部ヨリ本部ニ候補者ハ公認ヲ求メ又ハ  
本部ヨリ支部ニ公認ヲ通知スル行為ハ自由トスルコト

ト

三、演説會

① 選舉演説會ハ選舉ノ期日ノ前日迄ニ限ルコト

② 選舉演説會ハ選舉ノ當日投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町火内ノ區域ニ開催スルコトヲ得サルコト  
トスルコト

③ 選舉演説會ハ選舉ノ當日之ヲ開催セガルコトヲ申合  
ニ依リ實行スルコト

十九四〇

(昭和二二一〇、二八)

買收犯罪防止ニ關シ考究ヲ要スト認メラル事例

○一 連坐規定ノ免責條項ヲ削除スルコト（法第百三十六条）

二 投票ノ点検ハ開票區毎ニ混同シテ之ヲ為スコトトスルコ

ト（法第四十九條）

九

三 買收犯罪ノ時效期間ヲ一年ヘ犯人逃亡シタルト（ハニ年）

ニ 延長スルコト（法第百三十八條）

四 買收犯罪ニ成リ刑ニ處セラレタル者ニ對シ裁判所ハ情狀

ニ依リ選舉權、被選舉權ヲ有セザル旨ノ規定ヲ適用セサ

ルノ宣告ヲ為シ得トアルヲ改メテ單ニ情狀ニ依リ選舉權、

被選舉権ヲ有セザル期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ラノミ為シ  
得ルコトトスルコト（法第百三十二條）

五、其ノ他

~~不~~選舉委員ノ買收犯罪ニ連坐セシムルノ問題 平  
日費用超過ニ依ル當選無効訴訟ラ換事ヨリ提起セシムル未

ノ問題（法第八十四條）

第四回解説

（昭和二十二年四月）

小委員會審議資料（其ノ二）

## 選舉罰則ニ觸スル事項

### 第一、連坐制

- (1) 連坐規定ノ免責條項ヲ削除スルコト
- (2) 選舉委員が買收犯罪ヲ犯レ刑ニ處セラレタル場合ニモ當該候補者ノ當選ヲ無効トスルコト
- (3) 連坐規定ヲ改メ選舉事務長及選舉委員(又ハ總括主宰者共)ヲ通じ一定數(例ヘバ半數又ハ三分の一)以上ノ者が買收犯罪ヲ犯レ刑ニ處セラレタル場合ニム(當該候補者ノ當選ヲ無効トシ、而レテ免責條項ハ之ヲ削除スルコト)
- (4) 連坐規定ヲ改メ候補者ノ得票ノ多數(得票總數ノ何割ト云フが如キ)が買收ニ依ル投票ナントキ裁判所ノ認定=

依リ當該候補者ノ當選ヲ無効トスルコト

(木) 買收事件ノ被告人ガ選舉事務長又ハ總括主掌者ナルトキ  
ハ檢事ハ免責條項ニ付テノ認定ヲ加フルコトナリ當然ニ當選  
無効ノ訴訟ヲ提起スルコト

(ヘ) 或區域ノ選舉人が多數投票買收ニ應ジタルトキハ其ノ區域  
ノ選舉人全體ノ選舉權ヲ停止スルコト

第二、買收犯罪集ノ時效期間

(イ) 買收犯罪ノ時效期間ヲ一年（犯人逃亡シタルトキハ二年）  
ニ延長スルコト

(ロ) 法第百十五條、第百十六條ノ罪ノ時效期間モ右同様延長

スルコト

第三、實質犯ト形式犯

(イ) 形式犯ニ對シテハ其ノ科刑ヲ輕減し例へハ

(エ) 法第百三十條、第百三十二條ノ罪ノ如キハ更ニ其ノ科刑

ヲ輕減スルコト

(オ) 左ニ掲タルが如キ罪ニ對スル科刑ハ體刑ト罰金刑トノ  
選擇刑トナレルモ之ヲ罰金刑ノミニ改ナルコト

(カ) 法第百二十九條史、法第九十五條ノニノ違反ノ罪  
(モ) 法第百三十一條中、法第九十九條違反ノ罪

(ミ) 法第百三十三條ノ罪

(四) 法第百三十五條ノ罪

(3) 形式犯(選舉犯)=對スル科刑ハ罰金刑ノミトシ體刑ハ資質犯(選舉罪)ニノミ之ヲ科シ且形式犯ニ對レテ人選舉權及被選舉權停止ノ制裁ヲ科セアルコト

(4) 輕微ナル形式犯ニレテ選舉ノ公正ニ影響ナキモノハ之ヲ罰セアルコト  
(5) 形式犯ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ハ當選ヲ無効トシアルコト  
(6) 實質犯ト形式犯トノ罪名ヲ異ニシ例ヘバ實質犯ハ之ヲ選舉罪ト稱シ形式犯ハ之ヲ選舉犯ト稱スルコト  
(7) 形式犯ニ對スル科刑ヲ輕減スルト同時ニ惡質犯罪防止ニ付テハ有效通切ル方策ヲ講ズルコト

第四、政事結社ノ行為

(1) 政事結社ノ目的ノ範圍内ニ於ケル一定ノ行為ハ刑法第三十又終ノ正當行為トシテ之ヲ罰セアルコト

第五、罰則ノ統一

スルコト

第六、選舉犯罪ノ検査及被疑者等ノ取扱

(1) 形式犯ヲ検査スルニ外被疑者ニ對レ強制的處分ヲ為スコトヲ得サル旨ノ規定ヲ設クルカ又ハ其ノ趣旨ヲ徹底セし凡

コト

(ロ) 司法警察官ニ昇レ一定ノ制限ノ下ニ犯~~レ~~捜査ヲ為スニ付  
必要ナル權限ヲ與フル立法ヲ為スコト

(ハ) 屆名、雙名、無名ノ投書ニ依リ捜査ヲ開始スルニ付一定  
ノ制限ヲ設クルカ又ハ慎重ヲ期スルノ要アル趣旨ヲ徹底  
スルコト

(ミ) 参考人ノ取調べハ其ノ出頭ノ時ヨリ五時間ヲ超エ、午後十  
時ヲ過ぐルヲ得サル旨ノ規定ヲ設クルカ又ハ其ノ取調べハ適  
正ナルヲ要スルノ趣旨ヲ徹底スルコト

## 第七、選舉取締機關

(イ) 選舉取締ハ一般刑事警察ノ主務課ヲレテ主管セシメズ特別  
ノ課ヲ設ケテ之ヲ主管セレルコト

(ロ) 選舉取締ノ為特別ノ課ヲ設クルトセバ選舉干渉防止ニ付  
考慮スルコト

(ハ) 選舉取締ノ特別機關ヲ創設スルコト

明治十九年十一月四日

第三回 委員会  
泉二委員提案

一選舉運動ニ關スル事項

(1) 現行法第九十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

何人ト雖モ演説又ハ推薦狀ニ依リ選舉運動ヲ爲スコトヲ得  
左ノ行爲ニ付亦同じ

(一)乃至(九)列舉ノコト

(2) 第九十六條ノニテ設ケテ左ノ規定ヲ爲スコト

前條ノ場合ヲ除クノ外選舉運動ハ議員候補者、選舉事務長  
又ハ選舉委員ヲ非レバ之ヲ爲スコトヲ得オ  
(第二項トシテ現行法第十九十六條第二項ヲ置ク)  
不得

## 二、選舉罰則ニ關スル事項

(1) 現行法第百十二條第一款乃至第三款ノ「選舉人又ハ選舉運動者」及第五款ノ「選舉運動者」ノ下ニ「是ノ他ノ者」ヲ加フルコト

(2) 第百三十五條中虚偽記入及虚偽届出ヲ第百三十四條ノ罪ト同一程度ニ制裁スルコト

(3) 第百三十條但書ヲ削除レ當選人ヲレテ本案刑事訴訟ニ附帶レテ無過失ノ證明ヲ爲サレメ其ノ證明ヲ得タルトキ裁判所ヲレテ本條ノ適用ナキ旨ノ宣言ヲ爲サレムコト

## 附帶事項

第六條第五款ノ次ニ左ノ一款ヲ加フルコト

議員候補者又ハ議員候補者タランツトル者ニレテ第一百十二條又ハ第二百十三條ノ罪ヲ犯レ懲役ニ處セラレタル者

(右採用ノ上ハ第二百三十七條第四項中第六條第五款ノ下ニ「第  
一  
款」ヲ加フルコト)

泉ニ委員提案(三)

(一、二、一、一)

第九十六條ノニ 議員候補者、選舉事務長又  
ハ選舉委員ハ法令、範圍内ニ於テ當選ヲ得

又ハ得シムル爲ニスル一切、選舉運動ヲ爲  
スコトヲ得

第九十六條ノ三 議員候補者、選舉事務長又

ハ選舉委員ニ非ザルモノハ第九十六條ニ定

メタル以外、選舉運動ヲ爲スコトヲ得ズ

第二項現行法第九十六條第二項，通リ

泉二委員提案(三) (二二二)

第九十六條 何人ト雖モ演説又ハ推薦狀ニ依リ

選舉運動ヲ爲スコトヲ得

前項、運動ヲ他人ニ依頼シ其ノ他運動、準備

ヲ爲スコト亦前項ト同ジ

右改訂要旨は其事由ノ中之第一、及三五右節をナ含ミ  
立候る事無事ニ斯第ニ一例入

選舉制度調査會（小委員會） 暈和二、一、三五刷

第三者運動

社交上ノ儀禮的談話ニ過ギザルモノ又ハ候  
補者ノ身分經歷等ヲ語ル程度ニ過ギザル行  
爲ハ之ヲ選舉運動トシ取締ラ爲サザルコト

第七回小委員会

(小委員會ニ於テ未ダ決定ニ至ラザル事項  
他ニシテ久留米、福井、安田、佐野)

(昭和二〇一〇年)

## 第一 選舉運動ニ関スル事項

## 一 第三者運動

選舉運動及其ノ費用ニ関スル事項

- (1) 第三者ノ選舉運動ヲ演説又ハ推薦狀ニ依ル運動ノ外更ニ擴張シ例ヘバ小集會等於ケル投票依頼ノ如キ行為ヲ爲シ得ルコトトスルコト  
 (附) 談話ニ依ル運動ヲ認ムルヤ否
- (附) (1) 社交上選舉ノ談話ヲ爲スコトヲ除外例トシテ規定スルヤ否
- (2) 惡質犯罪ノ防止付適切ナル方法ヲ講ズルコトヲ前提トシテ個々面接ノ禁止ヲ撤廈スルヤ否  
 (ロ) 第三者が演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ爲ス場合ノ樹々苗穂、電話通話ノ禁止ヲ解除スルコト  
 (ハ) 第三者が演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ爲ス際一定

ノ制限ノ下ニ勞務者ヲ選任シ得ルコトトスルコト  
一 池 岡 (二) 第三者ノ選舉運動ニ對スル實費辨償ヲ禁止スルコト

## 二 政事結社ノ活動トシテ之ヲ實費辨償ヲ禁止スルコト

### 第三 法定運動者ノ選舉運動

(イ) 法第九十八條ノニヲ削除シ、議員候補者、法定運動者ノ文書運動ヲ自由ナラシムルコト

(附) 法第九十八條ノニヲ削除スルヤ否々選舉公報ノ改善ト併セ考フルコト

改善ト併セ考フルコト

### 第四 選舉運動ノ費用ニ觸スル事項

(イ) 費用超過ニ因ル當選懇請訴訟ラ公ノ機関ヨリ提起セシムルコト

### 第二

## 第一 連坐制

### 選舉四割則ニ觸スル事項

- (イ) 連坐規定ノ免責條項ヲ削除スルコト  
(ロ) 選舉委員が買収犯罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ニ  
當該候補者ノ當選ヲ無効トスルコト

- (ハ) 連坐規定ヲ改メ選舉事務長及選舉委員ヘ又ハ總括主席者共ヲ通シ一定數(例ヘハ半數又ハ三分ノ一)以上ノ者が買収犯罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ニノミ當該候補者ノ當選ヲ無効トシ、而シテ免責條項ハ之ヲ削除スルコト修決シ

書面

(二) 第三春ノ選舉運動ニ對スル實費辨償ヲ禁止スルコト

決定

二、政事結社ノ活動

アシカナリ

ノ制限ノ下ニ勞務者ヲ選任シ得ルコトトスルコト

法定運動者ノ選舉運動

(イ) 法第九十八條ノニラ削除シ、議員候補者、法定運動者ノ文書運動ヲ自由ナラシムルコト

(ア) 法第九十八條ノニラ削除スルヤ否々選舉公報ノ

改善ト併セ考フルコト

改進

第二 選舉運動ノ費用ニ觸スル事項

(イ) 費用超過ニ因ル當選無効訴訟ラ公ノ機関ヨリ提起セシ

ムルコト

第一 連坐制

連坐制

(イ) 連坐規定ノ免責條項ヲ削除ス

(ロ) 選舉委員が買収犯罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ニヤ

當該候補者ノ當選ヲ無効トスリコト

連坐規定ヲ改メ選舉事務長及選舉委員ヘ又ハ總括主宰者共ヲ通シ一定数(例へば半数又ハ三分の一)以上ノ者が買収犯罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ニノミ當該候補者ノ當選ヲ無効トシ、而シテ免責條項ハ之ヲ削除スルコト

判決(二)

建坐規定ラ改ノ或候補者ノ得票、多數ヘ得票統數ノ何割ト云フが如キ一ヶ買収ニ依ル投票ナルトキハ裁判所ノ認定ニ依リ當該候補者ノ當選ヲ思効トスルコト

判決(木)

買収事件、被告人ガ選舉事務長又ハ總括主宰者ナルトキハ檢事ハ免責條項ニ付テノ認定ヲ加フルコトナク當然=當選思効、訴訟ヲ提起スルコト  
或區域ノ選舉人ガ多數投票買収ニ應ジタルトキハ其ノ區域ノ選舉人全体ノ選舉權ヲ停止スルコト

第一百三十六條但書ヲ削除シ當選人ラシテ本案刑事訴訟ニ附帶シテ思過失ノ證明ヲ為サシメ其ノ證明ヲ得タルトキ裁判所ラシテ本條ノ適用ナキ旨ノ宣言ヲ為サシムルコト

## 第二 買収犯罪等、時效期間

(イ) 買収犯罪ノ時效期間ヲ一年(犯人逃亡シタルトキハ二年)  
ニ延長スルコト

(ロ) 法第百十五條、第百十六條ノ時效期間元右同様延長スルコト

## 第三 實質犯ト形式犯

(附)

現行法第百七條ニ罰金刑ヲ加ヘ算百三十條中虚偽記入及虛偽届出ヲ之ト同一刑罰トスルコト

三十四

判例(1)現行第百三條第一節乃至第三節、「選舉人又ハ選舉運動者」及第五節「選舉運動者」ノ下ニ「其ノ他ノ者」ヲ加フルコト

か舊(1)議員候補者又ハ議員候補者タラントスル者ニシテ第百二條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ懲役ニ処セラレタル者ハ終身選舉權及被選舉權ヲ剝奪スルコト

審(2)司法警察官ニ對シ一叢ノ制限ノ下ニ犯罪ノ搜查ヲ爲スニ付必要ナル權限ヲ與フル立法ヲ爲スコト

(2)各種公ノ選舉ニ衆議院議員選舉法中罰則ノ規定ヲ準用スルコト

買收犯罪防止ニ關シ考究ヲ要スト認メラル、事項

一、連坐規定ノ免責條項ヲ削除スルコトヘ法一三六)

二、投票ノ點檢ハ開票區毎ニ混合シテ之ヲ爲スコトスルコトヘ法四八)

三、買收犯罪ノ時效期間ヲ一年ヘ犯人逃亡シタルトキハ三年)  
ニ延長スルコトヘ法一三八)

四、買收犯罪ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニ對シ裁判所ハ情狀ニ依リ選舉權、被選舉權ヲ有セザル旨ノ規定ヲ適用セサル旨ノ宣告ヲ爲シ得トアルヲ改メテ 罪ニ情狀ニ依リ選舉權、被選舉權ヲ有セザル期向ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲノミ爲シ得ルコトトスルコトヘ法一三七)

(附)

買收犯罪中第百十二條ノニノ罪ノ付右ノ如ク改ムルコト

五、其他

(1) 選舉委員ノ買收犯罪ニ連坐セシムルノ問題

(口) 費用超過ニ依ル當選無効訴訟ヲ検事ヨリ提起セシムルノ問題  
(法八四)

(二二二、二五)

實質犯ト形式犯ノ科刑ニ關スル研究

司法省刑事局

備考

實質犯ト形式犯トニ區別セル標准

實質犯トハ直接選舉ノ自由公正ヲ害スル犯罪ヲ謂ヒ形式犯トハ其ノ他ノ選舉犯罪ヲ謂フ但シ形式犯ニレテ實質犯ニ準じテ取締ヲ嚴ニスベキ要アルモノヲ假ニ準實質犯ト謂ヒ其ノ他ノ形式犯ヲ單ニ形式犯ト謂フ

第十二章 罰則

條文	犯罪事項	刑罰	罰金	改正意見	備考
一一一	詐偽登録、虚偽宣言	五年以下ノ懲役、禁錮	二千円以下ノ罰金		
一一二	選舉人、運動者ニ贈り買収	四年以下ノ懲役、禁錮	三千円以下ノ罰金		
一一三	關係官公吏、警察官吏貪収	四年以下ノ懲役、禁錮	三千円以下ノ罰金		
一一四	選舉人、運動者ニ贈り買収	五年以下ノ懲役、禁錮	四年以下ノ懲役、禁錮		
一一五	候補者、當選人ニ贈り買収	五年以下ノ懲役、禁錮	三千円以下ノ罰金		
一一六	關係官公吏、警察官吏貪収	四年以下ノ懲役、禁錮	三千円以下ノ罰金		
一一七	自由妨害	沒收、追徴	四年以下ノ罰金		
一一八	官公吏ノ自由妨害	四年以下ノ禁錮			

II

官吏ノ被選人ノ氏名投票表示要示

被選人ノ氏名表示

二七

投票開示

二八

投票開示

二九

投票管理者並ニ投票係員等身辯

二九

多衆聚合ニ依ル妨害

二九

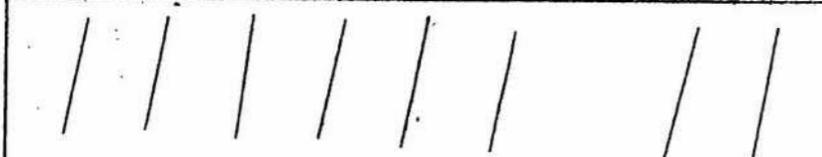
投票管理者並ニ投票係員等身辯

二九

多衆不解散

二九

投票係員等身辯



一 タ ク ハ 実



一 タ ク ハ 実

支拂ひ。

4. 賴係官公吏ノ偽造増減

五年以下ノ懲役、禁錮  
二年四月以下ノ罰金

一三八 立會人ノ義務違背

百日以下ノ罰金

一三九 局出前ノ運動

内司、栗林半心毛一云の張刺不滿十之九  
一年以下ノ禁錮  
五百四十日以下ノ罰金

華三者ノ運動

戶別訪問個々面接

店屋外文書圖畫ノ頒布

解任開鎖等ノ命令違反

事務所數超過

禁止區域内事務所設置

休憩所設置

三百四十日以下ノ罰金

罰金

形

罰金

形

事務所數超過

禁止區域内事務所設置

休憩所設置

三百四十日以下ノ罰金

罰金

形

事務所數超過

禁止區域内事務所設置

休憩所設置

三百四十日以下ノ

選舉事務長職務代行屬出納

事務所設置異動、運動員／與動

局出牌忘

運動用文書圖畫三類不允各違反

百日以下ノ罰金

一年以下ノ禁錮  
五百日以下ノ罰金

一年以下ノ禁錮

一三三 運動費用超過支出

一三四 運動費用無法支出

運動費用超過支出

運動費用無法支出

運動費用超過支出

運動費用無法支出

運動費用超過支出

運動費用無法支出

運動費用超過支出

運動費用無法支出

運動費用超過支出

運動費用無法支出

大月以下ノ禁錮  
五百日以下ノ罰金

五  
運轉別下ノ罰金  
準實

形  
準實

一三五 搞草屆不備

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

小委員會仮決定事項整理（未定稿）

第一 選舉運動ニ関スル事項

一 選舉事務所

選舉事務所ハ原則トシテ一箇所トスルニ省令別表ヲ改正シテ選舉事務所ヲ増加シ得ベキ選舉區ヲ増加スルコト

之ガ爲勅令第五十七條ノニヲ適當ニ改正スルコト

二 選舉委員

- (イ) 選舉委員ノ數ヲ二十五名ヘ通シテ五十名ニ増加スルコト
- (ロ) 選舉委員ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコトトスルコト

### 三 労務者

選舉委員マ選舉事務長ノ承諾ヲ得テ勞務者ヲ選任シ得ルコトトスルコト

### 四 立候補準備行爲

(1) 立候補準備行爲ハ立候補届出前ニ之ヲ爲シ得ルコトヲ法文ヲ以テ明ニスルコト

特ニ議員候補者銓衡協議會ハ一定ノ制限ヲ付シ之ヲ爲シ得ルコトヲ法文ヲ以テ明ニスルコト

#### 〔右=對スル試案〕

法第九十五條ノニ「立候補準備行爲ヲ除クノ外選舉運動ハ第六十七條第一項乃至第三項ノ届出アリタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ス

法第九十五條ノ三 議員候補者タルベキ者ヲ銓衡スル爲集會ヲ開カムトスル者ハ發起人ヲ定ムベシ  
發起人ハ幾メ集會ノ場所 年月日時ヲ會場並在地所  
轄ノ警察署ニ届出ヅベシ  
集會ノ結果ヲ通知スル爲選舉人ニ對シ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得ズ (法第九十八條ノ改正ト共ニ供セ考フルコト)

### 五 演說會

(1) 辯士ニ對シ曰當ラ供與シ得ルコトトスルコト  
(2) 演說會告知ノ爲使用スル張札ハ一選舉期間ヲ通ジテ

三千枚ヲ超ユルコトヲ得サルコトトスルコト

尚右ニ伴ヒ第三者ノ間惟スル演説會ニ付テハ一ノ  
演説會ニ付三十枚ヲ超エルコトヲ得ザルコトトスル  
等適當ニ考慮スルコト

(八) 選舉演説會ハ選舉當日投票所ヲ設ケタル場所ノ入口  
ヨリ三町以内ノ區域ニ開催スルコトヲ得ザルコトト  
スルコト

## 六 選舉期日後ノ挨拶行爲

當落ニ関スル祝詞、見舞等ニ對スル禮狀ハ印刷ニ依ル  
コト得シムルコト

## 七 第三者運動

(1) 推薦狀ニ依ル推薦狀發送ノ依頼ヲ第三者ノ推薦狀ニ

依ル選舉運動トシテ認ムルコト

(2) 應援辯士ノ派遣幹旋ヲ第三者ノ演説ニ依ル選舉運動

トシテ認ムルコト

(八) 第三者ト同居スル親族、家族及常備ノ使用人ハ第三  
者ノ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ノ為勞務ヲ提供  
シ得ルコトトスルコト

## 第二 選舉運動ノ費用ニ關スル事項

(1) 選舉運動費用ニ關スル帳簿ノ様式並記載方法ヲ簡易  
化スルコト

第三 選舉罰則ニ關スル事項

(1) 形式犯ニ對シテハ其ノ科刑ヲ相當緩和スルコト

(二) (三)

十二月六日

小委員會審議資料  
(其ノ三)

選舉手續ニ關スル事項

一 混同開票制

（一）開票區毎ニ投票ヲ混同シテ開票スルコト

二 選舉權及被選舉權

（一）選舉年齡ヲ二十歳ニ低下スルコト

（二）選舉權ハ家長ニノミ之ヲ附與スルコト

（三）缺格條項ヲ整理スルコト

（四）貴族院議員ト衆議院議員トノ任官資格上ノ差別（法第

十條）ヲ撤廢スルコト

（五）議員候補者又ハ議員候補者ヲランツル者ニシテ法第  
百十二條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ懲役ニ處セラレタ  
ル者ハ終身之ヲ缺格者トスルコト

三、其ノ他

前ル(1)選舉權行使ハ公務トシテ須行セシムルコトトシ、棄權ニ對シテハ過料ノ制裁、選舉權並ニ被選舉權ノ停止牛ヲ科スルコト

前ル(2)右ニ廻權レ投票日ノ日當ヲ給與スルコト

(3)投票日於公休トスルコト希観之意見(第1回後)公休タニ

(3)選舉期間ヲ短縮スルコト(現行通)

議員配當二關スル調 其一

道府縣															現行議員數 配當議員數	本來ニ依ル 配當議員數	道府縣	
北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	山形県	秋田県	岩手県	青森県	宮城県	福島県	山形県	秋田県	岩手県	青森県				
三愛郡	岐阜縣	長野縣	山梨縣	靜岡縣	愛知縣	三河縣	伊勢縣	紀伊縣	和歌縣	大分縣	宮崎縣	鹿兒島縣	熊本縣	福岡縣	二〇	一一九	一一九	
東知郡	高崎市	草津市	野村市	梨木町	井川町	川山町	富士吉田市	河口湖町	新倉町	東栃原町	神奈川町	高取町	木更津市	島原市	一八七	一八七	一八七	一八七
一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

本來ハ議員總數ヲ四六大人トレ先ツ議員  
四人免ツ平等ニ配當レ残餘ノニセハ少  
最小府縣ノ人口ヲ超ユル人口ニ左ノ割合  
テ配當レタル場合ノ結果(端數三昇シテ  
ハ其ノ大ナルモヨリ順次議員總數四六  
大人還ス迄既當ス)ヲ調査シタルモナリ  
①最小府縣ノ人口(約四十九万)ヲ超過  
スル人口約百万(九十六万)迄ニ付テ人口  
十六万二千議員一人  
②右人口ヲ超過スル人口約百五十万(百五十  
三万)迄ニ付テ人口ナセ万二千議員一人  
③右(四)ノ人口ヲ超過スル人口ニ付テ人口  
二万二千議員一人

說

明

道府縣															現行議員數 配當議員數	本來ニ依ル 配當議員數	道府縣	
北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	山形県	秋田県	岩手県	青森県	宮城県	福島県	山形県	秋田県	岩手県	青森県				
合計	沖縄県	宮崎県	大分県	長崎県	佐賀県	福岡県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	廣島県	島根県	鳥取県	和歌県	奈良県	大阪府	京都府	滋賀県
四六大	五	一	五	七	一	九	六	一	八	六	九	六	六	九	一	三	〇	六
四大六	五	一	一	六	七	一	〇	九	五	八	一	五	八	六	二	一	五	一
一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

道府縣

現行議員數

配當議員數

現行議員數

配當議員數

現行議員數

說

明

議員配當ニ關スル調

通志

現行議員數

本草二依ル

現行課員数トノ比較

三

明

本業ハ職員總數ヲ四十六人トレ先ツ  
議員四人免ラ半守ニ配備レ職餘ノ三十六  
人ヲ最下府縣ノ人口ヲ起ル人口ニ左ノ割  
合ヲ以テ配備シタル場合ノ結果(編數野  
レシテハ其ノ大ナルモヨリ順次ニ漢員總數四  
六大人ニ達スル迄配備ス)ヲ調査シタルモノ  
ナリ  
(イ)最下府縣ノ人口ヲ超過スル人口約百  
万(九十六万)迄ノ人口ニ付テハ人口十丈  
万ニ付職員一人  
(乙)同約百萬(九十七万)ヨリ約百五十一方(百  
五十三万)迄ノ合ニ付テハ人口十七万ニ付  
職員一人  
(丙)同約百五十万(百五十四万)迄ノ人口三十  
万ニ付職員一人  
テハ人口三十万ニ付職員一人

選舉制度調査會（小委員會）昭和一、一、五刷

社交上ノ儀禮的談話ニ過ギサルモノ又ハ候

補者ノ身分經歷等ヲ語ル程度ニ過ギザル行  
爲ハ之ヲ選舉運動トシ取締ヲ爲サザルコト

選舉制度調査會出席簿

(昭和十一年十一月一日印刷)

八 並 委 員												會 員 列 名 單	會 員 別					
小 泉 委 員	飯 村 委 員	船 田 委 員	次 田 委 員	長 島 委 員	湯 澤 委 員	片 山 委 員	勝 田 委 員	熊 谷 委 員	山 岡 委 員	鐵 山 委 員	田 澤 委 員	大 森 委 員	小 山 委 員 長	林 副 會 長	廟 副 會 長	廣 田 會 長	及 委 員 數	月 日
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	7.30	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	8.5	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	8.12	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5		
四	四	二	二	四	四	二	四	四	二	四	四	二	四	四	計			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	8.19	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	8.26	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	9.2	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	9.9	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	9.16	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6	9.30	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7	10.7	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8	10.21	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	10.28	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	11.4	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	11.18	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	11.25	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	12.2	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	..	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15	..	
															計			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	10.14	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	10.21	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	10.28	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	11.4	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	11.11	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6	11.18	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7	11.25	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8	..	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	..	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10		
七	九	七	七	八	八	四	九	八	九					計				
														總	計			

印八出席

一〇

17

本月二日選舉制度調査會特別委員會ノ御申合ニ  
依リ整理レタル選舉制度改正要綱(未定稿)依命  
別冊御送付申上候

昭和十一年十二月五日

選舉制度調査會幹事

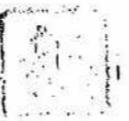
吉田 殿

選舉制度改正要綱（未定稿）

七  
參  
政

昭和二十二年九月

（昭和二十二年五月四日）



第一、選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項

一、選舉運動ニ關スル事項

(一) 選舉事務所

選舉事務所ハ原則トシテ一箇所トスルモ、之ヲ三箇所總覽迄設セ得ベキ選舉區ヲ交通其ノ他地方ノ實情ニ應じ適當ニ増加スル様法令（殊ニ選舉運動取締規則別表）ヲ改正スルコト

(二) 選舉委員

(1) 選舉委員ノ數ニ關スル制限ヲ緩和シ之ヲ二十五名（通  
シテ五十名）トスルコト  
(2) 選舉委員ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコトトスルコト

山田  
全政委

(三) 勞務者

選舉事務長ノ外選舉委員モ亦選舉事務長ノ承諾ナ得テ民政勞務者ヲ選任シ得ルコトトスル。

(四) 立候補届出前ノ準備行為

(1) 立候補準備行為ハ立候補届出前之ヲ爲シ得ルコトヲ法上明ナラレムルコト

(2) 議員候補者餘衡ノ爲ニスル集會ハ一定ノ制限ノ下ニ之ヲ開催シ得ルコトヲ明文ヲ以テ規定スルコト

(五) 所謂第三者運動

トシテ

(1) 第三者運動ノ範圍ヲ擴張シ應援幹事ノ依頼幹旅派遣、政民推薦狀發送ノ依頼ヲモ爲シ得ルコトトスルコト

(2) 第三者ガ演説、推薦狀等ニ依ル選舉運動ヲ爲ス場合個個面接、電話通話ヲ爲スモ差支ナキコトトスルコト

(六) 個個面接行為

(八) 第三者ガ演説、推薦狀等ニ依ル選舉運動ヲ爲ス場合之ト同居スル親族、家族及常備ノ使用人ハ其ノ運動ノ爲勞務ヲ提供シ得ルコトトスルコト

(九) 第三者ノ獨立運動ニ對シテハ實費ノ辯償ヲ爲シ得サルコトトスルコト

(七) 選舉公報發行區域ニ於ケル文書ノ領布

個個面接行為ノ禁止ニ關スル規定(第九十八條第三項)  
二付單ニ社交儀禮ノ範圍ニ屬スル談話又ハ特ニ選舉運動トシテ爲スニ非ズレテ議員候補者ノ身分經歷等ヲ語ルニ過ギザル亦爲ハ法ノ關與スル所ニ非ザル趣旨ヲ徹底スル様運用上考慮スルコト

選舉公報發行區域ニ觸スル文書領布ノ制限ヘ第九十八  
條ノニ）ニ付選舉運動ノ事務ノ爲ニスル文書ヘ特定少  
數人ニ對シ推薦狀ノ發送又ハ演説會ノ開催ヲ依頼スル  
文書ヲ含ム）ハ之ヲ差出スモ文障ナキ様適當ニ改正ヲ  
加フルコト

#### (八) 演説會

- (1) 譲士ニ對シ日嘗ヲ供與シ得ルコトトスルコト
- (2) 演説會告知ノ爲使用スル張札ノ費ハ各議員候補者ニ付  
一選舉期間ヲ通じテ三千枚ヲ超ユルコトヲ得ザルコト  
トスルコト

尚第ニ者ノ開催スル演説會ニ付テハ一入演説會ニ付三十枚ヲ超ユルコトヲ得ザルコトトスルコト

(八) 選舉演説會ハ選舉ノ嘗日ニ限り投票所ヲ設ケタル場所  
ノ入口ヨリ三町火内ノ區域ニ於テハ之ヲ開催スルコト  
ヲ得ザルコトトスルコト

(九) 選舉期日後ノ挨拶行為シ但ニ面接、慶賀通路ヲ又ハ和訓  
當落ニ觸スル祝辞、見舞等ニ對不禮狀ハ印刷ニ依ル  
礼狀（モ差文ナキコト）トスルコト

#### 二、選舉運動ノ費用ニ觸スル事項

##### (一) 費用ニ觸スル帳簿

選舉運動ノ費用ニ觸スル帳簿ノ様式及記載方法ヲ簡易  
化スルコト

##### (二) 費用制限ノ勧行

選舉事務長又ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ費用超過支出ニ關スル罪（第百三十三條）ヲ連坐規定（第百三十六條）中ニ加フルコト

### 三、選舉公報ニ關スル事項

#### （一）選舉公報ノ内容ノ改善擴充

（1）選舉公報及演説會場ノ公報ニ關レ運用上成ルベク其ノ内容ヲ改善擴充シ殊ニ選舉公報ニ關レテハ可及的ニ各候補者ノ個性味ヲ表シ興味アルモノタラシム様工夫スルコト

（2）選舉公報ニ關レ制限字數三千字ノ範圍内ニ於テ候補者以外ノ者若干名ノ推薦文ヲ併セテ掲載シ得ル様法令ヲ

#### 改正スルコト

#### ホスター掲出場所及立看板配置場所ノ轉換

演説會告知ノ爲ニスルホスターノ掲出場所及立看板ノ配置場所ニ觸レ成ルベク候補者ノ便宜ヲ圖ル様行政運用上適當ナル方針ヲ講ズルコト

第三 漢書前附二圖及事項

(一) 形式犯ノ科刑

第二 選擇罰則二關スル事項

(二) 所謂連坐制

(二) 形式犯ニ對シテハ某ノ科刑ヲ適當ニ緩和スルコト  
謂連坐制

選舉

選集

(3) 選舉事務長 1主ニ付但書ヲ削除スルコト  
（4）選舉事務長及總括主宰者ノ外選舉委員ガ買收犯罪ニ依

トスルコト

(八) 現行規定（第百三十六條）は、建前ヲ改メ選舉事務長及  
副事務長ヲ置キ、其事務長の職務は、前項に規定する事務長の職務  
を除く外、同様に執行する。

選舉委員(又ハ總括主宰者共)ヲ通ジテ一定數以上ノ  
者が買収犯罪ニ依リ刑ニ處セラレタル場合ニノミ當該  
候補者ノ當選ヲ無效トシ、而レテ免責條項ハ之ヲ存置  
セザルコト

(備考)右ニ掲ゲタル連坐制ニ關スル諸案ハ小委員會ニ  
於テ各別ニ採決假決定セラレタルモノニシテ相互ニ牴  
觸スルモノナキニ非ズ小委員會ニ於テ統一的決定ヲ見  
ルニ至ラザル場合ハ特別委員會ニ於テ之ヲ決定スベキ  
コト

### 第三、選舉手續ニ關スル事項

#### (一) 選舉區ノ改訂(ノミヤマニヤシタヒシント)

##### 投票所ノ増設

- (1)出來得レバ各小學校ヲ以テ投票所ニ充ツル程度迄行政  
運用上投票所ノ増設ヲ圖ルコト  
尙投票日ハ成ルベク各小學校ノ授業ヲ休ミ此ノ機會ニ  
於テ児童ノ公民教育ノ方法ヲ講ズルコト  
(2)投票所ノ増設ヲ圖ル爲小學校教員其ノ他ノ待遇官吏モ  
亦投票管理者タラシメ得ル様法令ヲ改正スルコト  
(3)開票手續  
、開票區毎ニ投票ヲ混同シテ開票スルノ制ニ改ムルコト  
(4)次點着線上制度

議員又ハ當選人ノ觸員ヲ生ジタル場合選舉ノ期日後一年以内ハ一般次點者ヲ繰上ケ得ルノ制度ヲ廢止レ、當選承諾届出期限前ニ限り之ヲ繰上ゲ得ルコトトスルコト

(一)

道府縣會議員選舉ト選舉公營

第四、其ノ他選舉制度ニ關スル事項

(二)

選舉罰則ノ統一

各種選舉ニ關スル罰則ノ統一ヲ圖ル爲之ニ關スル獨立法ヲ制定スル等成ルベク速ナル機會ニ法令ノ整備ヲ圖ルコト

實質犯形式犯ニ關スル事項 一二九山岡委員提出

一 司法省刑事局提出ノ實質犯形式犯ノ科刑ニ  
關スル研究中第百二十八條ノ立會人義務違

反ラ形式犯トスルヲ可トセズヤ

右ノ研究ニ依ル形式犯ハ之ラ罰金刑トシ其ノ  
中重キモノハ五百圓以下輕キモノハ三百圓以  
下トシニ箇條ニ整理スルヲ可トセズヤ

形式犯ノ選舉權被選舉權ノ停止ハ裁判所ノ宣  
言ニ依ラシムルヲ可トセズヤ

形式犯ノ處罰ハ當選ヲ無效トセザルヲ可トセ

ズヤ

### 連坐ニ關スル事項

一二九山岡員提出

#### 一連坐規定、但書削除、場合

(一) 第百十條ヲ削除シ第百三十六條本文第百

十三條、罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ

、下ニ選舉事務長又ハ選舉事務長ニ代リ

其ノ職務ヲ行フ者第百三十三條前段ノ罪

ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキヲ加フルコト

(二) 第八十四條第一項ヲ削除シ第二項ヲ左ノ

如ク修正スルコト

検事ハ第百三十三條前段又ハ第百十二條乃至第百十三條ニ該ル事件ニ付選舉事務長若ハ選舉事務長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ニ對シ公訴、提起コトヲ要ス

起アリタルトキハ其ノ公訴ニ附帶シ當選人ヲ被告トシ當選無故ノ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ諸般ノ情況ヲ審査シ選舉公正ノ見地ヨリ當選ヲ無効ト爲スコトヲ妥當ナラズト認ムルトキハ當選ヲ確認シ

其ノ他ノ場合ニ在リテハ當選無効ノ宣言

ヲ爲スベシ

一連座規定ノ但書存置ノ場合

→第一百十條ヲ削除シ第百三十六條第二項ト

シテ左ノ如キ規定ヲ爲スコト

選舉事務長又ハ選舉事務員ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者第百三十三條前段ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ議員候補者ノ當選ヲ無効トスト規定シ其ノ但書ニ第

百十條ノ但書ノ如キ規定ヲ挿入スルコ

レ) 第八十四條第一項ヲ削除シ第二項ヲ左、

如ク修正スルコト

檢事ハ第百三十三條前段又ハ第百十二條乃至第百十三條ニ該ル事件ニ付選舉事務長若ハ選舉事務長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主掌シタル者ニ對シ公訴ノ提起アリタルトキハ其ノ公訴ニ附帶シ審選舉人ヲ被告トシ審選無效ノ訴訟ヲ提起ス

コトヲ要ス

裁判所ハ公訴事件ニ付有罪ノ判決ヲ爲シニ當リ被告ニ於テ第百三十六條但書ニ合規庭スル事實ノ證明ヲ爲シタル場合ニ在

## 決議案

片山委員提出  
(二、二、二)

買収等思質犯罪ノ根絶ヲ圖リ、且ツ選舉干渉ノ人權蹂躪ヲ  
絶滅シ、選舉ノ公正ヲ期スルコトハ議會政治ノ確立ヲ圖ル  
基礎的要件ナリ、其ノ目標ニ從ヒ選舉制度改正ヲ議セント  
スルモ現行法ノ一部修正程度ニテハ到底所期ノ目的ヲ達成  
スルコト能ハズ、宜シク本委員會ハ更ニ選舉制度ノ根本改  
革、例ヘバ比例代表制、大選舉區制、實施<sub>やむの抗議</sub>等<sub>付キ審議</sub>ヲ  
進メバテ其ノ目的ニ適合セル成案ヲ作成スルノ要アルコト  
ヲ認ム。

右決議ス。

リテハ當選ヲ確認シ其ノ他ノ場合ニ在リ  
テハ當選無効ノ宣言ヲ爲スベシ

一、連坐訴訟ノ手續  
 事實上選舉運動ヲ總括し  
 手續ハ從來ノ通トスルコ  
 即チ左ノ如シ  
 檢事ハ第百十二條乃至  
 告人が選舉事務長ニ非  
 署レタル者ナルニ因リ  
 ヲ無效ナリト認ムルト  
 トシテ訴訟ヲ提起スル  
 前項ノ場合ニ於テは但  
 論理上ノ事

### 山岡秀次

(1) 生制工平シテ、(2)

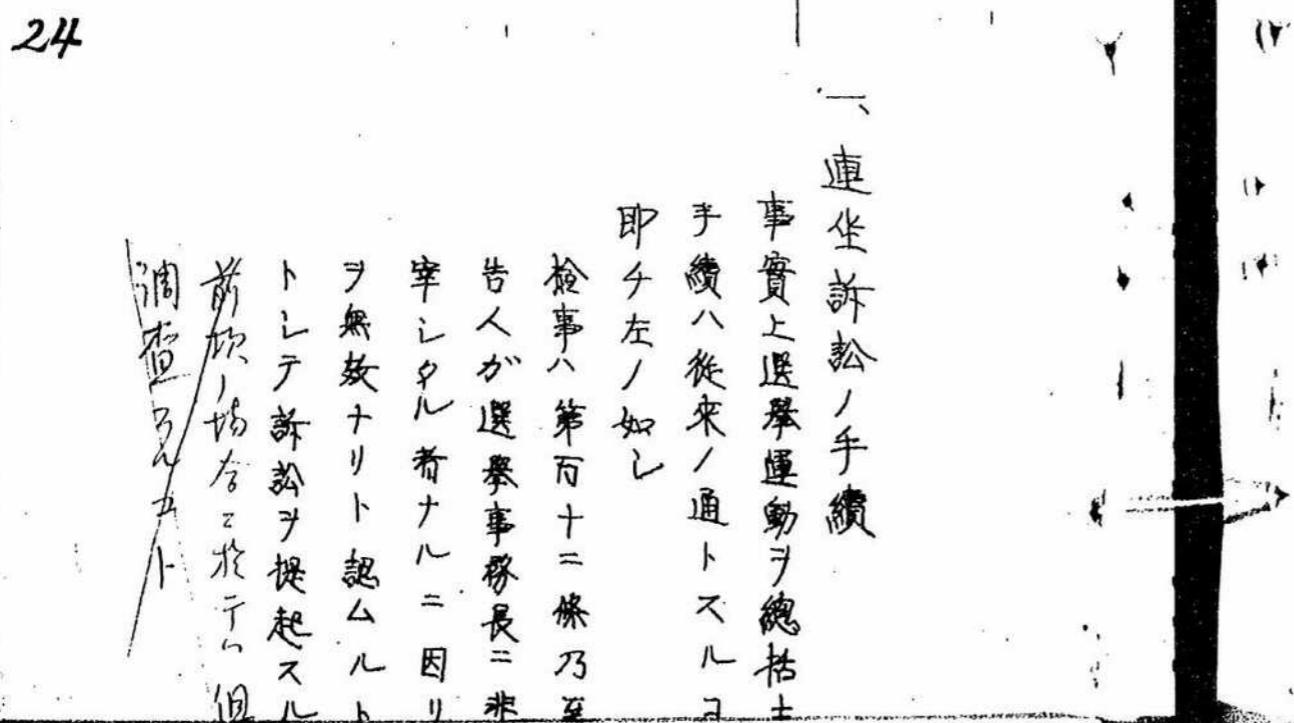
(1) (2) ヨ寄ルトシテ  
 ヨモテモ致、其ノ他、  
 ヨモテモ致、其ノ他、

強姦主掌者、場合  
 容等の件ニ付テ、公訴、  
 提起カアリマシタ  
 よりソレ附帶シテ

1. 附帶

立候無效、訴訟手  
強力オ判所、鑿房  
スルエノト因テオ  
判所ハ其、但有之於  
ケル子実ヲ者置人  
アル被告ニシテ、  
サセル事の勿論又  
檢事ハ公益機関又  
トヒテ其子実ヲ  
調査ルル事

一、連坐訴訟ノ手續  
事實上選舉運動ヲ總括土  
手續ハ從來ノ通トスルヨ  
即チ左ノ如レ  
檢事ハ第百十二條乃至  
告人が選舉事務長ニ非  
率シタル者ナルニ因リ  
ヲ無効ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テ、但  
調査ルル事



一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括士  
手續ハ從來ノ通トスルヨ  
即チ左ノ如レ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人ガ選舉事務長ニ非  
宰シタル者ナルニ因リ  
ヲ無効ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テは但  
調査のみ

其ノ但書ノ子案アリ

此ニシタ上ニテを置

1. 每致ナルキ不ロヤア  
宣告乙ハ、斯フ云フ

風口ナ趣旨ニ於テ

を局ニ於テ成事アリ

得ラレマシニ其レシテ

特別委員会ニ於テ  
多數ノ意見更ヒテ

3. 決定シ

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括土  
チ續ハ從來ノ通トスルコ  
即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人ガ選舉事務長ニ非  
率レタル者ナルニ因リ  
ヲ無效ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テは組

調査ヨリ九月

タコアトヒテ総會  
ヲ以自社無多取  
委員会、議論アルが  
ヨリ勿論行ウルガ  
也、甚旨ニ於テ快  
宜シムニシトス

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動乃總括主

即チ左ノ如レ

檢事八第百十二條乃至  
告人が選舉事務長ニ非

ヲ無効ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テハ但

閻立

## 一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主

手續ハ從來ノ通トスルコ

即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至

告人か選舉事務長ニ非

率シタル者ナルニ因リ

ヲ無効ナリト認ムルト

トシテ訴訟ヲ提起スル

前項ノ場合ニ於テは但

調査ヲ行ムト

選舉運動ヲ主導したる者  
等不レニ平ムル被辯  
ひき継ぎをなしえ  
即チ左の如シ

同様に運営組織化

選舉運動を主導したる者  
等不レニ平ムル被辯  
ひき継ぎをなしえ  
即チ左の如シ

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括土

手續ハ從來ノ通トスルコ

即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至

告人が選舉事務長ニ非

牢レタル者ナルニ因リ

ヲ無効ナリト認ムルト

トシテ訴訟ヲ提起スル

前項ノ場合ニ於テハ組

調査另ルカト

山田  
有吉  
花枝  
花枝  
花枝

一、連坐訴訟／手續

事實上選舉運動ヲ總括主  
手續ハ從來ノ通トスルコ  
即チ左ノ如レ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人ガ選舉事務長ニ非  
宰シタル者ナルニ因リ  
ヲ無效ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テハ但

能勿焉歸向  
西歸隱之遯印

## 一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主  
チ續ハ從來ノ通トスルコ  
即チ左ノ如レ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人ガ選舉事務長ニ非  
宰シタル者ナルニ因リ  
ヲ無故ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テは但  
調査乃んナリ

1. 定書等の作成等の手續
2. 証言の取扱いを含む。
3. 係り方、罪名。

1. 証言の取扱いを含む。

連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主  
手續ハ從來ノ通トスルコ  
即チ左ノ如レ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人が選舉事務長ニ非  
宰シタル者ナルニ因リ  
ヲ無效ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テハ組

## 一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括士  
手續ハ從來ノ通トスルコ  
即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人が選舉事務長ニ未  
宰レタル者ナルニ因リ  
ヲ無効ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テ但  
調査ヲ爲ムト

審査不  
可乎云々、不可次  
用ハ多々アリシ事  
ニ附し松山やうて  
の事う思ひ

一、選舉訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括士  
手續ハ從來ノ通トスルコ  
即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人が選舉事務長ニ非  
率シタル者ナルニ因リ  
ヲ無効ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前級ノ場合ニ於テは組  
調査ヲシテ

三事務所印トシテ之を  
十箇所、乃エ内閣下  
十ノリ引クん。

右印シテ候事務所印  
又候補者印、乃  
ノ事務院事務官印  
入し候事務官印  
候補者印候人印

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主  
手續ハ從來ノ通トスルヨ

告人が選舉事務長ニ非  
宰シタル者ナルニ因リ  
ヲ無效ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テ「但

清查  
卷之五

6  
猶如舊日，陳列固一陳  
中華傳，玉皇，如  
以含山移去之，而後  
土性更變矣乎？  
在山，其  
固，春終，改  
化及於成紀，上經  
補名，身分玉厚  
平之，詳之。  
國務當局之其，其

## 一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主  
手續ハ從來ノ通トスルヨ

即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人が選舉事務長ニ非  
宰シタル者ナルニ因リ  
ヲ無效ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テハ但

調査ヲルト

報告あリ

山岡義良 指導のい良イ  
ト田久松研究のよイ  
近江比三甚吉洋  
助吉の二は高齋仰  
タクハ現を快室  
アカ保津オキライ  
勝内喜兵  
(1) 主徳久也万一反  
対象の物ノ場合ツサ  
ノテ敷居高騰(タク)快室  
アカ保津オキライ

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主  
手續ハ從來ノ通トスルコ

即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人が選舉事務長ニ非  
宰シタル者ナルニ因リ  
ヲ無效ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テハ但  
調査ヲシテ

大東、  
今ウシ事務所压縮シ  
急合ひ一、二、三事務  
程ある様な事にあつて

## 一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括キ

手續ハ從來ノ通トスルコ

即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人が選舉事務長ニ非  
宰シタル者ナハニ因リ  
ヲ無効ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前段ノ場合ニ於テは但  
調査另ルガト

9

否認

四、八

云五

輪山多々  
山開多々是、多々雨  
テシ國乃シ何シ方ニ快  
宣之能シイ  
田原多々  
鶴崎多々忙  
少々行  
少々行  
少々行  
少々行

## 一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主  
手續ハ從來ノ通トスルヨ  
即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人が選舉事務長ニ非  
宰シタル者ナルニ因リ  
ヲ無効ナリト認ムルト  
トレテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テハ組  
調査另ルガト

(10)

(1) (2) (3)  
中止 被告  
長官  
及  
修会系、特別委員會  
新天地、立正會

## 一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括し  
手續ハ從來ノ通トスルコ  
即チ左ノ如レ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人が選舉事務長ニ非  
宰シタル者ナルニ因リ  
ヲ無故ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テは但  
調査ヲ爲ムト

四月  
二、四

(1) (2) (3)  
ハ(1) (2) (3)  
中止トシテ終会  
シ、特別委員會今  
名義上ノ権利の児童的  
シテ成年ヲ審覈セラ  
報告書ヲシトシテ、如何

11

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括土  
チ續ハ從來ノ通トスルコ  
即チ左ノ如レ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人ガ選舉事務長ニ米  
率シタル者ナルニ因リ  
ヲ無効ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テは組

調査ノ内ト

檢指主官者、協合之花

但書を一概に改めタス

檢指主官者か

形々之を之を即ク

其一相手が選舉事務長  
事務長ニ米率シタル者ナルニ因リ  
ヲ無効ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テは組

12

片川

檢指主官者、但書ア

有ス

133

調査報告書

(二) イハ、トリ一松トシ  
チ山岡多良、理子耳  
シニテトシルイ。

要旨表

山岡多良、松子耳  
基謹トシル、彼等の  
足手野別多良今之  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前段ノ場合ニ於テ、但

事實上選舉運動ヲ總括士  
手續ハ從來ノ通トスルコ  
即チ左ノ如レ

檢事ハ第万十二條乃至  
告人が選舉事務長ニ未  
宰シタル者ナルニ因リ  
ヲ無効ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル

前段ノ場合ニ於テ、但

一、連坐訴訟ノ手續

24

連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主  
手續ハ從來ノ通トスルコ  
耶ナ左ノ如レ

檢事ハ第百十二條乃至  
告人ガ選舉事務長ニ非  
宰シタル者ナルニ因リ  
ヲ無效ナリト認ムルト  
トシテ訴訟ヲ提起スル  
前項ノ場合ニ於テは但

調查  
卷之六

14

行乞于市上以圖

十二月年年  
九月廿二日

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主導レタル者ニ付テノ連坐訴訟ノ手續ハ從來ノ通トスルコト

即チ左ノ如レ

檢事ハ第百十二條乃至第百十三條ノ罪ニ該ル事件ノ被告人が選舉事務長ニ非ズレテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルニ因リ第百三十六條ノ規定ニ依リ當選ヲ無効ナリト認ムルトキハ公訴ニ附帶レ當選人ヲ被告トシテ訴訟ヲ提起スルコトヲ要スルコト  
前項の場合ニ於テの如キ一審實體判決前於テ之を調査又は

調査又は

一、選舉運動係り改憲運動  
豫書中玉敷モト星ミハ吉良選舉運動  
改憲運動ノ事務所改憲運動ノ事務所  
事務所改憲運動ノ事務所

百十之章の事務所改憲運動ノ事務所改憲運動  
改憲運動ノ事務所改憲運動ノ事務所改憲運動  
改憲運動ノ事務所改憲運動ノ事務所改憲運動  
改憲運動ノ事務所改憲運動ノ事務所改憲運動

(参考)

第一案

檢事ハ第百十二條乃至第百十三條ノ罪ニ~~該事件~~事件ノ被告  
人か選舉事務長ニ非ズレテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シ  
タル者ナリト認ムトキハ公訴ニ附帶シ當選人ヲ被告ト  
シテ第百三十九條ノ規定ニ依ル當選無効ノ訴訟ヲ提起ス  
ルコトヲ要ストスルコト

第二案

選舉事務長ニ非ズレテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル  
者ヲ被告スル第百十二條乃至第百十三條ノ罪ニ該ル事  
件ノ訴訟が第一審裁判所ノ公判ニ繫属レタルトキハ檢事

テ原告トシ其ノ當選人ヲ被告トスル 第百三十六條ノ規定  
ニ依ル當選無故訴訟ハ公訴ニ附帶シテ提起アリタルモノ  
トシ尚此ノ場合ニ於テ被告人が總括主宰有タルコトハ檢  
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ檢審判事ノ檢審終結決定ニ於テ之  
ヲ明示スルコトヲ要レ且當選無故訴訟ニ於テハ檢事ハ直  
ニ民事訴訟法ニ準じ訴狀ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス

西夏文

選舉制度調查會特別委

審議資料一括迄御參考本

昭和十一年十一月二十八

選

四

通久右三事半傳書  
神社ノ不傳事多々  
其記一

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ  
ニ依ル當選無効訴訟ハ公シ  
トシ尚此ノ場合ニ於テ又ハ原  
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ訴訟  
ヲ明示スルコトヲ要レ且此  
ニ民事訴訟法ニ準じ訴狀ニ  
トスルコト

選舉制度調查會特別委員

昭和十一年十一月二十八

卷

四

2

リ。此者一時の改めであるトシ  
アモ改め特許を有するナガハコ  
ヤツ改め専門の事務所ナガハコ

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ  
ニ依ル當選無効訴訟ハ公山  
トシ尚此ノ場合ニ於テ被  
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ「  
ラ明示スルコトヲ要レ且  
ニ民事訴訟法ニ準じ訴狀  
トスルコト

選舉制度調査會特別委

審議資料一括送御参考

昭和十一年十一月二十

選

3  
稿

少司

入ス有リ

此多々有り乍ら少々有リ  
アレル多様、多様ナリ  
如何ナリ。若し包合之  
如多々有者、向鷗ノ下  
思フ此、是多々有  
シナリ思フ。而し

ラ原告トシ其ノ當選人ヲ  
ニ依ル當選無効訴訟ハ公山  
トシ尚此ノ場合ニ於テ被上  
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ陳  
ラ明示スルコトヲ要レ且  
ニ民事訴訟法ニ準ジ訴狀  
トスルコト

選舉制度調査會特別委

審議資料一括送御參考

昭和十一年十一月二十日

選

四二

黄面銀道の主張を紹介する  
例へば性交能忌見  
計算する全般知識あるが故  
に之れをもとに出し得る事  
の場合無致りやく酸トナ  
リ外れ。

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ  
ニ依ル當選無効訴訟ハ公  
トレ尚此ノ場合ニ於テ被  
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ「  
ヲ明示スルコトヲ要レ且  
ニ民事訴訟法ニ準じ訴狀  
トスルコト

選舉制度調査會特別委員会

審議資料一括送御參考

昭和十一年十一月二十日

選

口2

(1) (1) 委員  
選舉制度調査會特別委員会  
百千多利、百三十之二開之大利  
一、一千文ニテ少々ナリ  
アリト思フ  
他ノ詳子  
郵便局、防止ト相立  
ヒテ、最寄りの郵便局  
シテ用意する事

25

選

選舉制度調査會特別委員

審議資料一括迄御参考依

昭和十一年十一月二十八

6

卷之三

卷之三

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ  
ニ依ル當選無効訴訟ハ公  
トシ尚此ノ場合ニ於テ被  
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ原  
ラ明示スルコトヲ要レ且  
ニ民事訴訟法ニ準ジ訴狀  
トスルコト

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ  
ニ依ル當選無効訴訟ハ公  
トシ尚此ノ場合ニ於テ被  
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ陳  
ラ明示スルコトヲ要レ且  
ニ民事訴訟法ニ準ジ訴狀  
トスルコト

トスルコト

選舉制度調査會特別委

審議資料一括送御參考

昭和十一年十一月二十八

選

R12

右題。年幼少於時。甲子年  
宋之嘉慶。一歲。而移居宜興。  
丙子。壬午。中。考。之。才。不。

選舉制度調査會特別委

審議資料一括迄御參考止

昭和十一年十一月二十八

選

四

別表改訂

一般 /

1. 人手を増加せん、本邦製糖  
2. 有効労働一昼夜約多少千人  
3. 有効労働一昼夜約多少千人  
4. 有効労働一昼夜約多少千人  
5. 有効労働一昼夜約多少千人  
6. 有効労働一昼夜約多少千人  
7. 有効労働一昼夜約多少千人  
8. 有効労働一昼夜約多少千人

山陽萬石  
中興傳記  
丁巳年夏  
王守仁  
（王守仁先生集卷之三）

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ  
ニ依ル當選無効訴訟ハ公  
トシ尚此ノ場合ニ於テ被  
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ該  
ヲ明示スルコトヲ要レ且  
ニ民事訴訟法ニ準じ訴狀  
トスルコト

中華書局影印本  
卷之三

25

## 選局

選舉制度調查會特別委  
審議資料一括送御參考

昭和十一年十一月二十八

1. 四万三千六人ヲ増加  
2. 人口激増、区域縮小  
3. 実業、商業之進歩  
4. 改良種之導入  
5. 理想有之其半政府  
が主導あるべし

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ  
ニ依ル當選無効訴訟ハ公  
トシ尚此ノ場合ニ於テ被  
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ豫  
ヲ明示スルコトヲ要レ且  
ニ民事訴訟法ニ準じ訴狀  
トスルコト

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ  
ニ依ル當選無効訴訟ハ公  
トレ尚此ノ場合ニ於テ被  
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ該  
ラ明示スルコトヲ要レ且  
ニ民事訴訟法ニ準じ訴狀  
トスルコト

選舉制度調査會特別委員會ニ於ケル審議狀況、概要及  
審議資料一括迄御参考依命御送付申上候

昭和十一年十一月二十八日

選舉制度調査會幹事

殿

## 特別委員會審議狀況ノ概要

### 一、開會狀況

八月十二日總會ニ於テ特別委員ノ指名アリタル以來、特別委員會ハ毎週一回開催スルコトトシ、十一月二十五日迄ノ間ニ於テ十三回開會レタリ

而レテ其ノ間十月七日ノ特別委員會ニ於テ七名ノ小委員ヲ指名シ、而レテ小委員會亦毎週一回開會スルコトトシ、十一月二十五日迄ノ間ニ於テ特別委員長出席ノ下ニ小委員會七回開會レタリ 小委員會ハ特別委員會ヨリ附託セラレタル各事項ニ付細目的審議ヲ行ヒ意見ノ取纏ヲ爲ス爲之ヲ設ケタリ

## 二、特別委員會ニ於ケル審議ノ狀況

特別委員會ニ於テハ、豫テ總會ニ於テ参考ノ爲配付セラ  
レタル幹事ノ調査項目案ノ順序ニ從ヒ審議ヲ進ムルコト  
トシ、先づ「選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項」ヨリ審  
議ヲ開始シ、續イテ「選舉罰則ニ關スル事項」、「選舉  
手續ニ關スル事項」ヲ審議シ、更ニ「其ノ他選舉制度ニ  
關スル事項」ヲ審議シ、今日迄ノトコロ、「選舉手續ニ  
關スル事項」中選舉區ニ關スル事項ヲ除クノ外、全部ニ  
付一應ノ審議ヲ了シ、大体ハ小委員會ニ附託シ其ノ審議  
ヲ進メツツアリ而シテ特別委員會ニ於テハ、總會ニ於テ  
委員ヨリ提出セラレタル意見及委員ヨリ紹介セラレタル

波瀾等ノ意見ヲ中心トシ、別冊「調査會總會ニ於テ論議、  
ニ上リタル改正諸意見」ヲタル資料トシテ審議シタリ  
特別委員會ニ於ケル審議ノ内容ニ關シテハ別ノ機會ニ於  
テ詳細報告セラルベキヲ以テ茲ニハ之ヲ省略スルモノ、唯  
「選舉手續ニ關スル事項」中比例代表制問題ニ關シテ  
八時日ノ關係等ノ為此ノ際深ク論議セザルコトト爲リタ  
リ

## 三、小委員會ニ於ケル審議ノ狀況

小委員會ニ於テハ、特別委員會ヨリ附託セラレタル事項  
ヲ逐次審議スルコトトシ、大体ニ於テ別冊「小委員會審  
議資料」、「小委員會審議資料」其ノニ」ヲ基礎トシ

テ審議ヲ進メツツアリ

而レテ今日迄ノトコロ、選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項並ニ選舉罰則ニ關スル事項ニ關シテハ、其ノ全般ニ涉リ一應ノ審議ヲ了シ、既ニ其ノ大部分ニ付テハ意見ノ確定ヲ見タリ、唯、選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項中一二ノ問題及選舉罰則ニ關スル事項中數箇ノ問題ニ付テハ未ダ結論ニ到達セザルモ、不日意見ノ確定ヲ見ルニ至ルベシト思料又尚選舉手續ニ關スル事項ニ付テハ小委員會トシテハ未ダ審議ニ入ラザルモ、之ニ關シテハ既ニ特別委員會ニ於テ大体必要ナル論議ヲ盡シタルモノナルヲ以テ、之亦時日ヲ要セズシテ審議ヲ了スベシト思料ス

選舉制度調查會特別委員名簿  
(印八小委員)

特別委員長

○ ○ ○  
小蠻田泉大飯船次長湯小小  
泉山澤二森村田田高澤山  
又大三松  
次政義新佳五  
郎道鋪熊一郎中郎毅男吉  
九八六五四二一四二一  
番外一  
議席一九

特別委員

八  
○○○○山  
野有片勝熊  
中馬山田各  
徹賴鶴永直  
也寧平哲吉太助治  
一一一一大二二  
一一一一大二二  
一一一一大二二

資料目録 (選舉制度調査會特別委員會)

- 一 調査項目案 (幹事試案)
- 一 調査會總會ニ於テ論議ニ上リタル改正諸意見
- 一 買收犯罪防止ニ關シ考慮ヲ要スト認メラル事項ハ幹事參考案)
- 一 小委員會審議資料
- 一 小委員會審議資料 其ノ二
- 一 選舉法令改正ニ關スル道府縣選舉廟正委員會意見  
其ノ二、其ノ三
- 一 同 (事項別)
- 一 同 (統計)

一、選舉制度調査會設置の趣旨

昭和九年に大改正を加へられた衆議院議員選舉に関する  
法令ハ本年二月の總選舉は於て實施<sup>スル</sup>おるが、此の總  
選舉及昨年秋行はれた府縣議員選舉等の實績<sup>セイセキ</sup>  
顧みるに、改正法令ハ選舉肅正運動と相俟つて、相當の效  
果を得た事は齊しく社會の認める所である。然し  
乍ら未だ必ずしも之を以つて十分且満足すべきもの  
ではない。選舉運動に関する取締規定が一般國民<sup>ニ</sup>對  
し頗る不適切な感を抱かしめ延いて純眞な選舉運動を阻害  
したとか、又選舉肅正の趣旨から見ましても、悪質犯罪の  
防止等選舉の弊害の根絶を期します上に於ても、尙  
不十分な点もあり、其の外選舉の經驗に徴しまして

三

不外今人所見，一脉相承，真一脉也。蓋其一脉無自繩無自繩，其一脉無自繩無自繩。

平生不作詩，偶有之，亦不喜。故其詩少。

卷之三

其子曰高祖，姓劉氏，漢朝開國皇帝。

故其後人多以爲子雲之書，蓋亦近之矣。

卷之三

卷之三

整備改正を加えよとし、殊に又過般の第十九回喜口  
講會以於本衆院演説の際、實地調査の方理由に基  
き、參議院議員選舉其他公の選舉の制度に關す  
百事項を調査審議する爲、選舉制の調査會は設  
置されたりである。

審議經過

七月三十日九時開催此第一回總會に於て、「選舉の實績  
及盤外選舉制度に付加的多加言の要ありと認む其の  
要綱如何」との諮詢が議題に提出され、

寄信。未且又意見，交換。已行。此。

委員會は毎週開催され、豫て總會に於ける委員より提出せらるる意見及委員より紹介せらるる政黨等の意

見地中「選舉運動及其の費用用以關する事項」、選舉  
議員の説明に關する事項、選舉、平續に關する事項、「其の  
他選舉制度に關する事項」等を調査審議すると共に、  
他方迄て四月七日之特別委員會に於て七名より成了  
之委員會を設置し開して毎週常時され、特別委員  
會にて備併行して開會並催せられ、特別委員會よりは  
光セラル先事項に就て、逐次審議が進められてゐる。  
而會を通じて選舉の明瞭と選舉犯の防止等に  
關つては、特に力を注ぎ、選舉運動の關する事項、  
選舉の四則に關する事項等の大問題等も講  
究され、また各事項は各委員会が專門会合で審議  
され、該会は各委員会が專門会合で審議され  
審議の方に賜物とする。

第一回常会の集会議を前にして、後会三四、特別委員会十五回、  
少年委員会九回の多忙に連了したが、昨年六月山妻呂氏長を始めと  
し若手若手幹事草子他職員一致協力運営制度調査会の圓  
約會徹底努力を傾注し研究審議活動を重ねた結果十一  
月三十日午後四時總會に於て左の如き改訂要綱を整立  
題付官一政府に答申したのである。

選舉制度調査會議事順序

○會長之ヨリ開會致シマス。

政府ノ諮詢ニ對スル答申案ノ作成ニ

付キマシテ、曩ニ特別委員會ニ付託致

シマシタ處、特別委員會ニ於テハ各委

員御精勵ノ結果今回成案ヲ得ラレ  
タノデアリマス。

答申案ハ御手許へ御配布申上ゲテ  
アリマスノデ、本日ハ之ヲ議題トシテ  
御審議ヲ願ヒ度イトホジマス。

之ヲ議題トシテ御審議ヲ願ヒ  
度イト存ジマス。

先ヅ特別委員會ノ經過ニ付  
キマシテ特別委員長ノ御報

○報告書未入

○特別委員長ヨリ報告

○會長 ソレデハ選舉制度改正要

綱(特別委員會案)ノ第一ヨ

リ第四マデノ四項目ニ付各項

目毎ニ逐次御審議ヲ願ヒ度

(白井納)

イト存ジマス。

先ヅ「第一選舉運動及其ノ費

用ニ關スル事項」ニ付御質問

ナリ御意見ガアリマスレバ此

ノ際承ルコトト致シマス。

○幹事朗讀

○會長 ソレデハ第一ノ項目ニ付

(白井硝)

七月

選舉制度改正要綱

(特別委員會案)

選舉制度調査會

新規の有る所の充當を請ひ

## 選舉制度改正要綱

### 第一、選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項

片山委員、一印及野村ア  
りしノミニテ快空

#### 一、選舉運動ニ關スル事項

##### (一) 選舉事務所

選舉事務所ハ原則トシテ一箇所トスルモ、之ヲ三箇所迄増設シ得ベキ選舉區ヲ交通其ノ他  
地方ノ實情ニ應ジ適當ニ增加スル様法令(殊ニ選舉運動取締規則別表)ヲ改正スルコト

##### (二) 選舉委員

(イ) 選舉委員ノ數ニ關スル制限ヲ緩和シ之ヲ二十五名(通ジテ五十名)トスルコト  
(ロ) 選舉委員ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコトトスルコト

##### (三) 勞務者

選舉事務長ノ外選舉委員モ亦選舉事務長ノ承諾ヲ得テ勞務者ヲ選任シ得ルコトスルコト

ト

(四) 立候補届出前ノ準備行爲

(イ) 立候補準備行爲ハ立候補届出前之ヲ爲シ得ルコトヲ法文上明ナラシムルコト

(ロ) 議員候補者銓衡ノ爲ニスル集會ハ一定ノ制限ノ下ニ之ヲ開催シ得ルコトヲ明文ヲ以テ規定スルコト

(五) 所謂第三者運動

(イ) 第三者運動トシテ應援辯士ノ依頼斡旋派遣、推薦狀發送ノ依頼ヲモ爲シ得ルコトトスルコト

(ロ) 第三者ガ演説、推薦狀等ニ依ル選舉運動ヲ爲ス場合個個面接、電話通話ヲ爲スモ差支ナキコトトスルコト

(六) 個個面接行爲

(ハ) 第三者ガ演説、推薦狀等ニ依ル選舉運動ヲ爲ス場合之ト同居スル親族、家族及常傭ノ使用人ハ其ノ運動ノ爲勞務ヲ提供シ得ルコトトスルコト

(ニ) 第三者ノ獨立運動係對シテハ實費ノ辨償ヲ爲シ得ザルコトトスルコト

(七) 選舉公報發行區域ニ於ケル文書ノ頒布

(選) 選舉公報發行區域ニ關スル文書頒布ノ制限(第九十八條第二項)ニ付單ニ社交儀禮ノ範囲ニ屬スル談話又ハ特ニ選舉運動トシテ爲スニ非ズシテ議員候補者ノ身分經歷等ヲ語ルニ過ギザル行爲ハ法ノ關與スル所ニ非ザル趣旨ヲ徹底スル様運用上考慮スルコト

(出) 出スモ支障ナキ様適當ニ改正ヲ加フルコト

## (八) 演說會

- (イ) 辯士ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコトトスルコト  
(ロ) 演說會告知ノ爲使用スル張札ノ數ハ各議員候補者ニ付一選舉期間ヲ通ジテ三千枚ヲ超ユルコトヲ得ザルコトトスルコト

尙第三者ノ開催スル演說會ニ付テハ一ノ演說會ニ付三十枚ヲ超ユルコトヲ得ザルコトトスルコト

- (ハ) 選舉演說會ハ選舉ノ當日ニ限り投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ於テハ之ヲ開催スルコトヲ得ザルコトトスルコト

- (九) 選舉期日後ノ挨拶行爲

當落ニ關スル祝辭、見舞等ニ對シ個個面接、電話通話ヲ爲シ又ハ印刷ニ依ル禮狀ヲ發送スルモ差支ナキコトトスルコト

## (二) 選舉運動ノ費用ニ關スル事項

## (一) 費用ニ關スル帳簿

選舉運動ノ費用ニ關スル帳簿ノ様式及記載方法ヲ簡易化スルコト

## (二) 費用制限ノ勵行

- (イ) 選舉事務長又ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ費用超過支出ノ罪ニ關スル規定(第百三十三條)ヲ適當ニ改正シテ現行ノ費用超過支出ニ基ク當選無効ノ規定(第百十條)ヲ削除スルコト  
(ロ) 前項費用超過支出ノ罪(第百三十三條)ヲ連坐規定(第百三十六條)中ニ加フルコト

## 三、選舉公營ニ關スル事項

## (一) 選舉公營ノ内容ノ改善擴充

- (イ) 選舉公報及演說會場ノ公營ニ關シ運用上成ルベク其ノ内容ヲ改善擴充シ殊ニ選舉公報ニ關シテハ可及的ニ各候補者ノ個性味ヲ表シ興味アルモノタラシムル様工夫スルコト

(ロ) 選舉公報ニ關シ制限字數三千字ノ範圍内ニ於テ候補者以外ノ者若干名ノ推薦文ヲ併セ

テ掲載シ得ル様法令ヲ改正スルコト

(二) ポスター掲出場所及立看板配置場所ノ斡旋

演説會告知ノ爲ニスルボスターノ掲出場所及立看板ノ配置場所ニ關シ成ルベク便宜ヲ圖ル  
様行政運用上適當ナル方法ヲ講ズルコト

## 第一、選舉罰則ニ關スル事項

(一) 形式犯ノ科刑

形式犯ニ對シテハ科刑其ノ他ノ制裁ヲ適當ニ緩和スルコト

(二) 所謂連坐制

(イ) 選舉事務長ニ付テハ連坐規定(第百三十六條)ノ但書ヲ削除スルコト

(ロ) 事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ニ付テノ連坐訴訟ノ手續ハ從來ノ通トスルコト

(ハ) 前項ノ訴訟ハ豫審中ト雖モ之ヲ提起シ得ルコトトスルコト

## 第二、選舉手續ニ關スル事項

(一) 選舉區

選舉區ニ關スル別表ニ付テハ大體左ノ原則ノ下ニ其ノ改正ヲ考慮スルコト

(1) 議員總數ハ現在ヨリ之ヲ增加セザルコト

(2) 人口激増ノ地方ニ對シテハ議員數ヲ適當ニ増配スルコト

(3) 議員數ノ減少スル地方ヲ成ルベク少ナカラシムルコト

(二) 投票所ノ増設

(イ) 出來得レバ各小學校ヲ以テ投票所ニ充ツル程度迄行政運用上投票所ノ増設ヲ圖ルコト

尙投票日ハ成ルベク各小學校ノ授業ヲ休ミ此ノ機會ニ於テ兒童ノ公民教育ノ方法ヲ講ズルコト

(ロ) 投票所ノ増設ヲ圖ル爲小學校教員其ノ他ノ待遇官吏モ亦投票管理者タラシメ得ル様法令ヲ改正スルコト

(三) 開票手續

開票區毎ニ投票ヲ混同シテ開票スルノ制ニ改ムルコト

(四) 次點者線上制度

議員又ハ當選人ノ議員ヲ生ジタル場合選舉ノ期日後一年以内ハ一般次點者ヲ線上ゲ得ルノ制度ヲ廢止シ、當選承諾届出期限前ニ限り之ヲ線上ゲ得ルコトトスルコト

第四、其ノ他選舉制度ニ關スル事項

(一) 道府縣會議員選舉ト選舉公營

衆議院議員選舉ニ於ケル選舉公營ノ實績ト道府縣會議員選舉ノ實狀トヲ勘考シ道府縣會議員選舉ニ付テモ適當ノ時期ニ選舉公營ノ實施ニ付考慮スルコト

(二) 選舉罰則ノ統一

各種選舉ニ關スル罰則ノ統一ヲ圖ル爲之ニ關スル獨立法ヲ制定スル等成ルベク速ナル機會ニ法令ノ整備ヲ圖ルコト

卷之三

舊書未調，今復重寫

會長云予不欲致也。

政府ノ改訂ニ付テ元各申算第一條成ニ付計ニテ、叢ニ特別委員會付託化シテシテ、特別委員會ニ於テハ各委員  
専務勵行改單ノ圖成第ニ得ラレタノアリス。

谷中某、甲子年仲秋、即配布申上、丁巳年正月、本日、之  
ノ詔題ト亡ニ奉書、誠乃敬也。至ト有レテ。

特别委員長署報告

長  
一  
之  
以  
歷  
年  
制  
度  
改  
訂  
要  
綱  
(  
修  
制  
要  
綱  
)  
一  
九  
三  
二  
年  
四  
月  
一  
日  
改  
訂  
要  
綱  
(  
修  
制  
要  
綱  
)  
一  
九  
三  
三  
年  
四  
月  
一  
日  
改  
訂  
要  
綱  
(  
修  
制  
要  
綱  
)

2  
第①

片山委員

(四) 及(四)(四)ニ反対。即ち自由公司ナリ。運賃一望マニキモ在モ  
運賃一公示、擁充ト講フ、徹底トラ期シツ、アル。其一、溫度  
期ニアル現状ニ於テ本規定ヲ採用スル事ハ時期尚早  
ナリ。若ヒ採用ストセバ運賃界ヲ腐敗セヒト且取締  
兩ヒ困済ナル虞アルヲ以テ反対スル。

決 定  
ノ一、對ヒ片山委員、反対アリタルニテ特別委員会  
ノ原案通り決定ス。

内

閣

## 監督委員

## 第二 選舉規則開示事項

(1) 二五社

皆序句二案、白手三案、二段案、ラタルモーの要領於眾三房せざれモアリ。ソレニモ抱テ、シテ、其ノ因由ニ因テシタル場合ニ通坐セシルヘ抱ナキ體行アレ。

## 総務委員

監督委員ト同心、又総務院、於ケル歩儀、薄毛、非常ニ反對意見加アラタ、寧モシテシテ非行アレ。

## 会員委員

監督委員ト同心、又総務院、於ケル歩儀、薄毛、非常ニ反對意見加アラタ、寧モシテシテ非行アレ。

## 力宋委員、右者ト同心。

## (1) 総務院

監督委員ト同心、又総務院、於ケル歩儀、薄毛、非常ニ反對意見加アラタ、寧モシテシテ非行アレ。

野中委員

(二) 四修正異見

事実上運輸運動ヲ總括主宰ニシル者ハ、運輸事務長ト實務同一地位ニアルモ、勿アルカラ、總括主宰者ニ付ニテ、運輸秘書(大至半支番)一但書ヲ削除シ、

黒山委員、多謝賛成

運輸割二開半八緩和ノ主張云々ド尚嚴格ナ主張  
云々乞一ト而名アリタリ、特別委員會於キ、數回三百  
リ惜々實務者リ遂ケ免職、運輸秘書ニシル者、良、モ  
一ト半月採決シテ、二十レヒ、原案ニ賛成入  
山岡委員、

何人ト男毛過失ニ付キの責任ヲ負ト云々趣旨、モ  
トニ運輸事務長補候者ト同一地位ニアル子房長  
が犯罪犯シ立場合運輸秘書ニ當行アル

又一方自己が監督せざる二連車運転修繕室掌事	右、高野於子原事務所に付託、受取ト信スル。
政友会派	熊谷、船田兩委員（ハク君）
民政黨派	八重山県議會議員（ハク君）
口同派	野中、片山西義正（ハク君）
(一) 形式犯、科刑、全員一致	
(二) 所謂連坐制、多數（十七人三十名中）	
廢案、西久博之	
第三、選舉事項	
鰐谷委員	
(三) 政社	

地盤切削等、幣害了。

第六  
政府會說  
少將

第六 某個年齡三周歲半來  
前半身一快忙  
富家子弟參考意見述

四個星期中口二四十名位，欠員生入，補充可據  
一員，選舉以來十二名，欠員生之數也現加一枚空戶  
口為之缺二九名，補充一了空戶現狀乃已而之  
本學年採用瓦斯局之某一名生之數亦甚多  
一補充選舉一規定考慮之半為之

七  
朋友會說 力量

## 原案(参考)

原案事由と決定

## 第四 某、他選舉制度に関する事項

全般選舉の原案事由と決定

令長 今後一方針を報告する。

本地議員

特別議員、官苦ノ候に左一席就可

本省連絡会候補員候補者名稱二項付テシ高  
尚口良一解説選舉候補ヲ理解セシ大明報、行司九選  
事務所候補者又此取締候補者大之選  
議院ヲ理解シ明誠且公向九選舉事務之候ル  
好努力候候。

本地議員

本地議員一括名之皆成久

副会長

蓮華界ノ明郎ニシテ立憲政局ヲ追々執リ事ノ何事  
 大切ナ事ト考ヘル仰也、中モアツタ様ニ将来官民  
 爭フニ此ノモ力カネテラヌ、又一方取締ノ事  
 局ニ考ルモノニ於テ充分ニ蓮華法、趣旨ヲ理解シ  
 従来、通り得る中西釋義ニ他面ニ通じ難く、而シテ  
 蓮花丸取締ト名般ノ方面ヲ考慮シテ立憲政局  
 之運用追手松一通用トヨツガリ候テ至極、十年  
 横ニ移ス人キトムノ視ニ好ヒ同感ナリ。

今後我立憲商務ノ努力ナリ其間ニヨリ將來口内ニ  
 於テイカガワニキ挑戦、起テ又荷努力ヲ充分致レ  
 ニト思ク。